

平成23年（2011年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成23年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年3月4日（金）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事務局長 中野直文 書記 脇 俊明

書記 上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 平野倅規

17番 中本 衛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

川端龍雄議長

議事に入る前に連絡申し上げます。

一般質問通告書の受け付け締め切りは、今日の午後2時までとなっております。本日の日程は、各議案に対する質疑を行います。運営上、休憩をとることができない場合もありますので、昼食休憩の間に提出していただきますよう、締め切り時間に遅れることのないように、ご注意のほどお願いいたします。

川端龍雄議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、本日、議会運営委員会の東篤布委員から辞任願が提出されました。委員会条例第13条第2項の規定により、会期中においては議会の許可を得なければならないとされていることから、本日の議事日程にあげております。なお、議会の許可を得たときには、追加日程として議会運営委員会委員の選任議案を提出させていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。

---

日程第1

川端龍雄議長

それでは議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 平野倅規君

17番 中本 衛君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 議会運営委員会委員辞任の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第 117条の規定により、除斥の対象となりますので、東篤布君の退場を求めます。

(10番 東篤布議員 退場)

川端龍雄議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

平成23年 3月 4日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

議会運営委員 東 篤 布

辞 任 願

このたび、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

川端龍雄議長

お諮りします。

本件は、辞任願のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、東篤布君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

東篤布の除斥を解きます。

(10番 東篤布議員 入場)

川端龍雄議長

東篤布君、ただいま議会運営委員の辞任が許可されたことを、ご報告申し上げます。

ただいま辞任願が許可されたことにより、追加議案を提出させていただきたいと思ひます。  
配付してください。

(追加議案の配付)

川端龍雄議長

お諮りします。

議会運営委員会は、円滑な議会の運営を期するため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として議会の組織の中でも重要な委員会であり、欠員が生じた場合には、早急に補充すべきであると判断するため、追加日程第1として、直ちに「議会運営委員会補充員の選任について」を議題といたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会補充員の選任については、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 発議2号 議会運営委員会補充員の選任について議題といたします。

お諮りします。

ただいま欠員となった議会運営委員会の補充員の選任については、委員会条例第8条第1

項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、中本衛君を指名したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の委員に中本衛君を選任することに決定しました。

**川端龍雄議長**

それでは、日程に従い議事を進めます。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となります。予算など1つの議案が分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲ごとに3回以内で質疑が許されることとなります。

なお、委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

18番、ちょっと確認したいんですが、今回、庁舎の特別委員会ができましたんで、付託される、特にですね、一般会計のほうはわかるんですが、当初は。私はこの補正のほうの27ページの公有財産購入費あたりもそうかなと思うんで、ちょっとどれとどれが該当するのか、特別委員会の付託に予定しておるのか、確認させていただきたいと思います。自分の委員会  
は質疑は控えるようにということですので、どことどこ、どれとどれが特別委員会の付託になるのか。

**川端龍雄議長**

事務局長。

**中野直文議会事務局長**

今回、設置されました庁舎建設等調査特別委員会への付託につきましては、現年度分、平成22年度補正予算については付託を考えておりません。新たに23年度予算からということで付託をさせていただきたいと、そのように考えております。

---

### 日程第 3

川端龍雄議長

それでは、これから議案に対する質疑を行います。

日程第 3 議案第 1 号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例を議題といたします。

質疑を許します。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

この積立基金はですね、22年度の国の補正予算の交付金を原資としておるわけなんです、この基金へですね、積み立てをしようとする金額ですね。それと具体的にですね、用途についてお聞きをいたしたい。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。この住民生活に光をそそぐ交付金事業でございますが、全体としましては交付金としまして 4,242万 2,000円交付されることになっております。そして今回、上程させていただきました基金につきましては 2,242万 2,000円の原資で積まさせていただきますということでございます。

で、用途につきましては、ただいまの基金に積まさせていただきます基金の事業につきましては、町内の3つあります図書室ですね、町民が利用する図書室の整備ということで、図書の整備もございますし、図書の検索システムですとか、あとDVD等も備えてですね、そういった総合的に視聴覚ブース的なものも整備しながら、図書の整備を図るということでございます。

で、残りのですね、残りというと失礼なんです、あとの 2,000万円につきましては、一般財源も加えまして 2,200万円ということで、学校図書ですね、災害のときに学校の図書も被害に遭ったということもございましてですね、充実させたいということで、それは学校のほう、小中の学校の図書に使うということでございます。以上であります。

## 川端龍雄議長

松永征也君。

### 12番 松永征也議員

4,442万2,000円が総額ですね。その中で、平成22年度の補正予算で2,200万円ですか、計上されたということで、今回は2,242万2,000円ということでありましたが、このすべての金額ですね、図書はですね、大変重要なことは承知はいたしますが、すべてこの4,442万2,000円全額をですね、図書の関係費用に充当するということはね、ちょっともう少しきめの細かな事業配分をすべきじゃないんかと思うんですがね。この配付された資料を見ますとですね、福祉の関係でね、消費者行政とか、DV対策ですね。これは配偶者の暴力の関係ですね。それから児童虐待とか、それから自殺予防対策とかね、弱者対策。そのようなメニューもですね、含んでおるわけなんですけど、こういうものには一切使われないということなんでね。

特にですね、この自殺予防対策なんですけども、全国的には年に3万3,000人ほどいることなんですけどもね、その中でもですね、この東紀州地域は特に高い割合なんです。注目されておるところなんです。こういうものにですね、この名称のとおりですね、住民生活に光をそそぐ交付金であるわけなんで、滅多にこういうような予算は普段は付かないわけなんで、こういうときにこそですね、そういうものにもですね、一部を使うべきではないんかと私は思うんですが、そういうお考えはないんでしょうか。

## 川端龍雄議長

堀財政課長。

### 堀秀俊財政課長

お答えさせていただきます。確かにですね、この住民生活に光をそそぐ交付金の趣旨としましては、分野的に3つ、大きく3つに使いなさいという対象になっております。1つは、地方消費行政、そしてもう1つはDV対策・自殺予防者等の弱者対策・自立支援と、この自立支援と申しますのは自立支援法の障がい者のということじゃなくて、こういうDV対策とか自殺予防に対する自立支援という意味でございます。それが2つ目。それで3つ目が当町がやろうとした、知の地域づくりと、大きくこの3つであります。

それで今、議員が言われましたように、確かにDV対策ですとか自殺予防対策等のこともですね、大変重要な、それで日々光の当たりにくい部分であるというのは確かなんでございます。ただ、こういった部分では、すでに県のほうもいろいろ力入れてもらったりしまして

ですね、いろいろ講演をやってもらったりとか、教室をやってもらったりとか、町のほうもあわせていろんなものもさせてもらっております。

で、今回もですね、この交付金が交付されるということがわかったときにですね、役場の中で、どんなふうを活用を図ればいいのかということで、趣旨も含めて全課にお話もさせていただいてですね、十分検討させていただきました。ただ、この交付金の使い道としまして分野が3つということと、基本的にハードが駄目ということではないんですが、ハードじゃなくて、こういったDVですとか自殺予防に対する、この相談員の強化ですとか、そういった窓口の強化という部分で雇用というような趣旨がございました。

で、実際ですね、窓口的なものというのは県のほうが、福祉事務所等に設置してもらっているということもありますし、日々の相談の中で、業務の中でやっている部分もあります。この交付金でその1年だけ、そういった相談員を置けばいいということではもちろんありませんし、ずっと継続的にやっていくべきものだと思いますんで、そうなりますと、この交付金が外れますと、町費ですとそういう相談員を常時雇用していくのかどうかということもございました。

それと、そういった相談員になられる、なっただけの方というのは、やはりそれ相応のですね、知識ないし対応力というのがなければいけないということももちろんありますんで、総合的に考えましてですね、非常に重要な部分ではあるというのは、おっしゃられましたように、こちらをご承知させてもらっておるんですが、そこらを考えましてですね、この交付金、数千万円の交付金の中でそれを活用していける分野としては、知の地域づくりということで、それを選択させてもらったということでございます。決して、そういう分野を軽視しているということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

**川端龍雄議長**

松永征也君。

**12番 松永征也議員**

命にかかわるね、重大なことだけにね、もう少しきめの細かな対策をしていただきたいと思うんです。特に、町長ですね、昨日示された基本方針ではですね、すべては住民目線で、それですべては住民とともにということでございますのでね、もう少し慎重に取り扱ってほしいなという気がいたします。町長、ご答弁お願いしたいと思います。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

松永議員、おっしゃることも十分によくわかります。先ほど課長もお話させていただきま  
たように、地方消費者の問題とか、DV、自殺予防につきましてはですね、継続的なもので  
ございます。この交付金の性格といたしまして、単年度ということで約4,000万円、当町に  
いただきます。そういう中でですね、考えてまいりました。基金として積んだうえでも2年  
間のうちにこの交付金を活用しなければいけないという話になっておりますので、私といた  
しましては、この先ほど課長もお話しましたが、図書がですね、学校図書につきましても基  
準からすると相当低いです。水害で受けたところもでございます。そういうことも考えまして  
ですね、ここで私が本を読む、本とふれあうということは大変重要なことだと思います。む  
しろこういうときこそ、そういうものに力を入れることができない。いつも50万円、100万  
円とかですね、そういう図書予算を付けましてもですね、こういうときに揃える。国といた  
しましてこういう知の地域づくりということで、交付金を出していただくもんですから、  
そういう思いからですね、私の思いとして、こういう書を読むということが、大変重要であ  
るということで、こちらのほうに重点的にさせていただいたような次第でございます。

## 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

### 8番 玉津充議員

第3条の2項について質疑します。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利  
な有価証券に代えることができるという条項なんですけど、この中で、その有利な有価証券と  
いうのは、具体的にはどういうことを想定しておられるのか。また、この有利な有価証券と  
いうふうに誰が判断するのか。その辺をお聞かせください。

## 川端龍雄議長

堀財政課長。

### 堀秀俊財政課長

3条の基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管  
しなければならないと、それから基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有  
価証券に代えることができるということなんですけど、基本的にはですね、今、考えておりま  
すのは銀行への預金という想定でございます。最も有利な有価証券に代えることができると  
はしておりますが、今のところですね、そういうことを行ってはおりません。以上でありま

す。判断するのは、もちろん町長に判断をしていただくこととなります。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

今の課長の言葉ではですね、有価証券というのは想定してないというふうに判断できます。最も有利な預金という形だろうというふうに思うんですが、この有価証券というのは非常に誤解を招きやすいですね、見て。だから、これはそういう意味だったら、この有価証券というのはなくってもいいんじゃないでしょうか。お答えください。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

おっしゃられることよくわかるんですが、運用としてですね、可能性として、そういうことも考えられるということがありますので、どの基金条例においてもですね、この条項を入れさせてもらっております。ただ、今のところ確実な運用を図るということで、当町の場合、有価証券に代えたりということは、実際には行っておりません。もし、そういう可能性としてはありますので、そのときには当然、町長にご判断を仰ぐということでもありますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

松永議員と質問ちょっと重なるところがありますんですけど、先ほど課長が言われた答弁の中では、片山総務大臣がですね、去年の10月28日の記者会見で答えておるそのものですね。それで、これが国から大体の、あの総務大臣は鳥取でしたか、知事やっておるときに、自分でやったときにいろいろ感じたところがあったと、そういう中で、今度は国の総務大臣になったときに、それをなんとか生かせないかという発想のもとで、これはできたと思うんですね。

ただし、それは今言われたように、あの中の会見の中でも言っておるように図書関係とかいろいろ言っている。しかし、今、私は言いたいのはですね、やはり地方は地方のそれなりのこの住民生活に光をそそぐ基金条例ということで、先ほど言うたように、この地域は自殺率は確率高い。片山総務大臣は会見では図書なんかのに強調しておったけど、やはり、今こ

の地域に対してもね、図書とね、そして図書館と、この答弁の中で町長もよう聞いておいてください。あなたも答弁してもらわんならんから。図書館がきちんと充実されておるか、その中において図書がきちんとやってないのか、図書が充実しておるけど図書館が充実されていないのか、そこのところいろんなとこの、どういうまとめでそこへ行ったか考えていただきたい。

それで、それはあくまでもこれは国から出した基金です。それを地方は地方で考えなさいということであっておるわけなんですね。ただ、総務大臣は感覚として図書なんかにと、こう言うけれど、そういうものはやはり執行部そのもの町長以下ですね、本当にきめ細かな、光のそそぐとういことは住民目線の中で、今回の一般予算に対してもですよ、いっぱいやることあると思うんですよ。それにどういうことでもいいんです。充当するのに理由づけをきちんとしたらね、皆これ当てはまると思いますよ。そして継続とか、そういうことじゃなくて、これが出たときに、これ25年まで続くんですか、違うの。これは附則で25年3月31日で効力を失うと、これ25年となっておる。あっ24年度ね。ということになっておる。そんならあと1年あるわけやね、もう一回。

その中で、町長は担当課なんかと、この今の紀北町の、その光をそそぐこの基金条例に当てはまる中で、どのような検討をして、どのような問題の中での配分をやったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**川端龍雄議長**

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

すみません。ちょっと制度的なことだけ、ちょっと説明させていただきます。今、入江議員さん言われましたようにですね、この交付金事業なんです、基金へ積めると、今回お願いしておるわけなんです、これができる事業としては23年、24年の2カ年でやりなさいと、しかもその基金に積む事業につきましてはですね、非常にこうチェックが厳しいということもございまして、で、まず、基金へ積んだ場合、ハードは駄目ですよと、ハード事業はやってはいけません。必ず雇用の創出にもつながるようなものでなければ、基金は積みませんよということなんです。

それで、先ほどちょっと説明が足りなかったと思うんですが、図書の充実の部分で、確かに図書室そのものをハードが駄目ですんで、なぶらないんですが、雇用という意味では、その検索システムとかですね、そういったものをつくるのに2人の方を雇いましてですね、い

ろいろこう検索、蔵書の調べをやってもらったりとか、そういう雇用も発生させるということで、それが無いとですね、基金へ積みまさせていただけ無いということがございます。

で、繰り返しになるようなんですが、事業につきましてもほかの、例えばきめ細かな事業ですと、こうハードいろんなものに使えるんですが、この基金の、光をそそぐ交付金の場合、かなりこう厳しいといたしますか、趣旨にこう本当に沿ってないと、なかなかこうお許しただけ無いというようなことがございます。ひとつその辺をご理解いただきたいなと思っております。以上です。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、課長がですね、お話しましたように、これを検討していく中でですね、この交付金が大変使いづらい交付金でした。そういう中で、当町といたしましては、うちは先ほど申し上げましたように、約 4,000万円近くくるようになりました。やはりこれが、例えば 2,000万円の事業に使ってしまうと、2,000万円返さなければいけないんですね。そういうこともありまして、この 4,000万円を有意義にどうやって使うことができるか、そう考えたときに、私は先ほど申し上げましたように、ほかの 2つの項目もですね、大変重要ですが、こういうときこそ、こういう図書、知の地域づくりにですね、お金はなかなか入れにくい。それこそ住民生活において光をそそぐ、必要であるがそそぎにくいということが大変ございました。そういうことも含めましてですね、図書室そのものもそう充実したハードではございませんが、せめてこういう交付金が出たときには、そういう住民の皆様、また児童生徒の皆さんのためにですね、知の地域づくり、知の拠点として、こういう図書室を活用していただきたい。そういう思いで特化させていただきました。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

ちょっと席番と名前。席番もできたら。

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

重複する面があると思うんですけども、先ほど玉津議員が述べられた、最も確実な有価証券、これはですね、実際上通らないと思うんです、こういうことは。これは行政の考え方ですね。だからこれは削除してもらいたい。現金で保管するか、有価証券で拡大解釈したら株

も買える。それは町長の決断だと、そんなもんじゃないですよ。だからこれはですね、再考して削除させていただきたい。

それとですね、県と相談してきめ細かなこの予算を組んでおるわけですね。県と相談したわけでしょう。だからこれはですね、国がですね、片山総務大臣がですね、10月8日の閣議決定されたあと、28日に彼は朝日新聞か毎日新聞の記者団に答えております。弱者のために使ってくださいと、今、松永さんがおっしゃったような自殺対策、ドメスティック、この自殺の問題はですね、小泉政権になってから非常に増えております。大体日本の自殺者というのはですね、通例でいうとですね、1万8,000人ぐらいです。それが今年も3万2,000人を超えていると思います。この10年間続いております。その中で8,000人ぐらいはですね、いわゆる企業のいろんなお金にまつわる自殺でございます。そういうものが難しいといってですね、行政が取り組まなんだら誰が取り組むんですか。そこへ挑戦するのは行政でしょう。何でもかんでも具体化してですね、私に言わせたらですね、やりやすい、やりやすいように持っていくわけですね。そういう本当に光の当たってない人にですね、光を当てるために、片山総務大臣がですね、閣議でこの予算をもらってきたわけです。彼はそれに対して答弁しておるわけですよ。それに対してやっぱり挑戦してもらいたい。今、図書と言われたけども、図書館の利用度とか、そういうものもちゃんと検索しておるんですか。僕はインターネットのことは知りませんが、これから何というのですか、電子図書だとか、いろんなの流行ってきますね。もう時代遅れじゃないんですか。

それとですね、ほかのやっぱりインターネットを検索してですね、ここは東海地区やったら地区の担当者決まっております、これは。それちゃんと引きました。引いて、その方と相談するようになってますよ。私はインターネットできません。これについて私の友人に引いてもらいました。だから挑戦のある、いわゆる弱者に対する施策をとっていただきたい。これではですね、無難な政策です、これは。だからこの2点についてですね、もうちょっと汗をかいていただきたい。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これはですね、まず最初がですね、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、片山大臣がどのようにお話ししていたかは、いろいろな新聞等にもあるんですが、難しいという表現をさせていただいたのは、基金そのものの用途ですね、使い方が難しいということで、ほ

かの2項目がですね、難しいから取り組まないという感覚ではございません。

それと先ほど、入江議員のときにお話させていただきましたように、私、職員とも考えましてですね、住民生活に光をそそぐ交付金、まず、この大きな題目の中の、私はこういった図書というものは大切だと、電子図書の話もございましたが、まだまだ電子図書がですね、入ってくる分野と入ってこない分野もございます。そういう部分も棲み分けもありますし、また、本をですね、電子図書だけで片づけられる問題ではないと、私は思っております。そういうことも考えまして、ご理解を願いたいと思います。

**川端龍雄議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

弱者に光を当てる予算ですね。そんなら図書のいわゆる今の利用件数、そういうことも把握なさっているんですか。それでこれをすることによって、図書が利用されると、今、町長がおっしゃったように、それによって知識が上がるが見込まれるんですか。ちゃんとそういうですね、こういうことだから図書に使うと、図書が足りないから使うというのならわかるよ。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほど一番最初にお答えさせていただきましたが、学校図書につきましてもですね、1万5,000冊、標準からすると足りないのが現状でございます。それを少しずつの予算でやってまいりました。そういうことも考えまして、やはりこれから、今までもやっているんですが、教育委員会ともですね、いろいろな話し合いもやっております。ですから、これからですね、こういう、まずソフト面というのですか、図書も増やししながら、この地域において、この知の地域づくり、そういった部分ですね、私は積極的にやっていくべきだと考えましたので、このような予算配分とさせていただきました。

**川端龍雄議長**

村島生涯学習課長。

**村島成幸生涯学習課長**

本町には3館の図書室がございまして、それぞれについての蔵書、あるいは入館者数については調査をしております。今回、この交付金があるということで、特に生涯学習課といた

しましては財政課とも協議を重ねまして、また、町長との協議も重ねてですね、生涯学習課といたしましては全体で2,240万円というですね、大きな予算をもらうことになったわけなんですけれども、そこで、まず蔵書につきましては本町には4万9,239冊というような、約5万の蔵書がございます。これは約1万9,000人の市町村に対してですね、どれぐらいにあたるのかといいますと、通常ですと約9万7,000冊ぐらいが適当であるというのがですね、生涯学習審議会の教育文化審議会図書専門委員会というところで発表されておるわけなんです、約50%の充足をしております。また、利用者数ですけれども、年間1万4,892人が利用をいただいております。

それから貸し出し冊数につきましては、2万200冊ぐらい、約、町民1人1冊ちょっとですけれども貸し出しをしております。これらにつきましてもですね、相当平均、この図書専門委員会が出されております数値からいくと、大変低い状況でございます。それで今回ですね、特に要望させていただいたのは蔵書の構成比率がですね、特にこの専門分野のところになりますと、大変低くなります。文学等については高いんでありますけれども、調査等する部分につきましては低くなりますので、今回、それらについてですね、蔵書の構成比率も高めていきたい、平均化していきたいというようなことで、私ども要求をしたわけでございます。特に寄付をいただいております西沢文庫とかですね、宮原文庫、あるいは、はまゆう文庫等につきましても大切に図書も管理をしておるんですけれども、いかんせん、まだ足らん部分が多々ありますので、今回、要望した次第です。どうぞご理解ください。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今、1万4,000人強の方が利用されておることですけれども、おそらく重複しているでしょうね。その辺もちゃんとチェックされてますか。重複された方がさ、借りておる。一定の枠内の方が借りられる。確かに図書館というのは本当に充実してないことはわかります。僕も16年に行ったときに六法全書が14年度版しかなかったです。だから重複しておるでしょう、1万4,000の中で。おそらく半分以上は僕は重複しておると思う。だから図書を充実するんだったら、やっぱり見いよいよような図書館もつくる必要あるね。海山区の場合はもう3階まで上がっていかんならんのやから。その辺のところもね、やっぱり考えて、入れ物を考えてやらんとですね、そういうものは上がってきませんわ。その辺のところよく考慮して。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるようになりますね、やっぱりこういう予算をかけるということは利用者の増加を、今後ですね、増やしていかなければいけないと思います。また、重複につきましては全くおっしゃるとおりだと思います。図書館利用の方がですね、ある程度限られております。そういった意味からですね、いろいろな蔵書を増やすことによっても人が増えるのではないかと。また、図書館につきましては3階にあるということですね、いろいろな方からお話も伺っておりますので、今後の課題としていきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

18番 北村博司議員

今ね、教育費でやろうと思っていたんやけど、皆言っておるもんで、こっちで入ってきよる。あとにします。

川端龍雄議長

はい。ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第2号 紀北町暴力団排除条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第 5

川端龍雄議長

次に、日程第 5 議案第 3 号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

この行政組織条例の一部改正について、お尋ねいたします。

実はこのあいだ全協のときでも申し上げたんですが、本会議ですんで改めて申し上げます。商工観光課を分離するわけですけれども、その中にイベント、あるいは観光資源の保全、こうあるわけです。1つお尋ねいたしたいんですが、熊野市においては一般的には生涯学習の分野に属するようなスポーツ交流なんかを、どこでやってますか。

もう1つ、これは副町長にお尋ねいたしたいんですが、博物館事業は県教委でやってますか、新博物館。どこが担当していますか、県は。いやちょっと教えてください。以上2点。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

お答えさせていただきます。熊野市でございますが、熊野市では観光スポーツ交流課が担当しているというふうに認識しております。

川端龍雄議長

副町長。

山岡哲也副町長

県の博物館ということでございますが、県の生活文化部というセクションで担当しております。その中に博物館対策室、ちょっと正式名称あれなんです、そういったセクションがございまして担当しております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

おっしゃるとおりですね、先般、当町のさる方が、海底から網で上げた壺、室町あたりのやつかな。もう少し前かな。鎌倉かな。生活文化部が調査に来てました。教育委員会じゃないんですよ。今やすでにですね、総務課長がお答えになった熊野市は、ひとつこの県内では先駆だろうと思いますが、スポーツ交流、町長はですね、熊野市に見習って赤羽公園に部品、今度予算に出てきますね。生涯学習というか教育委員会の分野と違うでしょう。そこでスポーツ合宿、あるいはスポーツ大会を誘致して、宿泊施設を、いろんなお金がはっきり言えば落ちるという考え方は、これは商工観光だろうと思います。私は前々から持論にしておるんです。教育委員会の分野ではないと私は認識しておるんですよ。よろしいですか。今回、この機構改革にあたって、教育委員会のそういう生涯学習の分野から、スポーツ交流とかそういうものをこちらへ事務分掌で移すお考えありますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

生涯学習のほうはですね、スポーツ交流等を進めていくということでございます。あくまでも、はい。それとですね、このイベントとかスポーツにおける合宿やそういったものは、商工観光のほうで取り扱っておりますんで。それと今やっているのはですね、生涯学習、産業振興課、それから企画、3つがですね、プロジェクトチームということでチームを組んでですね、それぞれ関連している部分がございますので、そういった部分で会議はその3つの課がやっております。

それでスポーツ交流のですね、赤羽のネットとか今度整備していくのは、あくまでもスポーツを交流するという意味で、それを増やすことによって、また今後ですね、そういう資格とか、合宿の問題が出てくる。それと今ですね、うちは熊野市のようなスポーツ施設がございません、立派なやつは。ですから、今、今年度23年度の予算でとか、22年度のきめ細かいで出てくるやつはですね、基本的に今ある施設をスポーツ交流をしていくうえで、どうやれば改善されて、そういう交流をしやすい場にするかという部分でございます。

それとスポーツ交流を通じて人を集めるという部分が、少し分かれておりますが、基本的には生涯学習のほうはスポーツ交流を進めていき、町民の皆様の競技スポーツ、健康スポーツを広めていきたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

念のために聞きます。もう30年来続いている古里海岸における大規模な高校の陸上 合宿、どこが担当して、何課がお世話、現実にはしていますか。現場でお世話していますか。何課がやっていますか。それとも全くやってないですか。その点だけ明確にお答えください。

川端龍雄議長

村島生涯学習課長。

村島成幸生涯学習課長

高校の県下の陸上部の古里、あるいは赤羽運動公園、尾鷲高校長島分校のグラウンドを使って、あるいは今年は海山グラウンドも使っていただいたわけですが、私、一応独自のになりまして施設の使用の許可ですね、それだけは私どもで施設を、やる予定を入れました。すべて私とここでその利用については生涯学習でしましたんですが、宿泊等につきましては、直接もうすでにその民宿との話もですね、済んでおった状況でした。26日から29日まで 320名程度が3泊やっております。それは知っております。

18番 北村博司議員

いやそうじゃない。誰が現場で世話をしたか。誰もしてませんよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町としてはですね、そこら辺やってないようでございます。はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

全協でもですね、お聞きをいたしました、改めてお聞きしたいと思います。国はですね、平成20年に農商工等連携促進法を制定してですね、六次産業の推進をですね、支援して地域の活性化を図ろうとしておるわけなんですね。まさにこれからはですね、そういうようなことになるだろうと思うんですが、現在のですね、産業振興課は地場産業である農林漁業を担当し、そしてその課の中で商工観光も担当しておるということで、まさにね、時代を先取り

した体制であると、私は大変期待をしておりました。しかし、この案が示されてはですね、残念に思っておられるわけなんですけども、この2課に分けた場合のその連携は大丈夫なんかどうかね、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

連携につきましてはですね、ご心配いただきましてありがとうございます。基本的にはですね、先ほど申し上げましたようにスポーツ交流につきましても、そこには宿泊も生まれてきますので、先ほど言ったように2課、3課でやっておりますし、例えば、紀北中の木材使用のことにつきましても、4課でチームを組んで会議を行っております。

そういう意味からすると、平成22年度はですね、いろいろなチームを立ち上げながら、1課縦割りではなく、横断的なチームをつくりまして、会議のほうは進めております。そういうことから必然的にもですね、一次、二次、三次、六次産業の問題、その他も含めまして、これから連携、こういうことからすると企画とかですね、いろいろな問題も生まれてきます。財政なんかもかかわってきます。そういう中でですね、チームはこれからもどんどん縦割りではなく、チームとして会議等持って行っていかなければいけない部分が、大変多くなってくると思います。そういう中でですね、私は第一次産業をやはり重視するべき、この紀北町におきましては、大変重要な産業だと位置づけております。それで農林水産課と、商工観光につきましては提案説明でもお話をさせていただきましたが、高速道路の延伸につきまして積極的に目的地、それから誘客について取り組んでいきたいという、より専門性を持たすために、このように分けさせていただきましたので、ご理解を願いたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

この案のようですね、2課に分けた場合の職員数ですか、2課の。どのようにお考えなのか、お聞きいたします。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

ご質問の職員数でございますが、現在、正職員で16名の配置ということになっておりまし

て、単純に申し上げますと、半分ぐらいずつになろうと思うんですけども、現在、人事に絡めまして、いろいろ検討をしております。行財政改革進む中ですね、職員数は減っているというもののですね、できる限りその範囲内で、そちらへ力が入れば人数も増やしたいという方向で、町長、副町長とも相談をしておりますが、何分全体の人数が今のところぎりぎりということもございまして、現在、苦慮しているところですが、ちょっとでもそういう部分が出ましたら、そちらのほうへ配分せよということで、今、計画をしております。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第 6

川端龍雄議長

次に、日程第 6 議案第 4 号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第 7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第6号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第9

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

1点だけ、理由をお聞かせいただきたいと思うんですが、道瀬の公民館の番地表現が変わりましたけども、これはかつての公民館の所在地から、その後、農協から買収した農業会館かな、あれは。何やったかな。そこへ移すという意味でしょうか。ちょっとまずお聞かせいただきたいと思います。

川端龍雄議長

村島生涯学習課長。

村島成幸生涯学習課長

道瀬集会所のですね、全体の中の一部を併設させていただきたいということで、その部分も含んでの公民館の指定でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実はですね、この合併以前でもう道瀬公民館って存在しなかったんですよ。取り壊してあったんですよ。それで合併最初の専決処分の最初の議会、何日だったかな。最初の議会ですわ。大量な専決処分がありましたけども、このときに私は指摘したんですよ。ご記憶ですかね。町長も議員として出てられたんで、「違うよ、ここにありませんよ、この番地には」って言ったんですよ。早急に条例の一部改正しますって、何で5年間かかったんですか。5年かかるほど難しかったんですか、手続き的に。その辺だけわかりよいようにお答えいただきたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

北村議員が今、先ほどそのようなお話をして思い出しました。申し訳ございません。そこからですね、私の記憶には飛んでおりました。それと担当のほうでですね、私もなって1年3カ月ですので、そういうことも含めてですね、見直しをはかって、やはり北村議員ご指摘のとおりだということで、今回、取り組まさせていただきました。どうもすみません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。  
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第13

**川端龍雄議長**

次に、日程第13 議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本件については、最初に6ページの繰越明許費から歳入の25ページまでの質疑を行い。次に歳出については26ページの議会費から44ページの商工費までと、次45ページの土木費から69ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは6ページの繰越明許費から地方債補正25ページまでの歳入全体についての質疑を許します。

質疑される方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出26ページの議会費から44ページの商工費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

**8番 玉津充議員**

36ページですね、児童措置費、これが補正額が1億1,246万1,000円ですね、補正額が大きく減額しておりまして、これ子ども手当等の支給事業というふうになっておるんですけど、この中身をもう少し詳しく教えてください。

それからもう1点、41ページの林業施業費、これの森林環境創造事業1,000万円というこ

とが右に載っておるんですが、この事業はどういう事業なのか、この2点を教えてください。

**川端龍雄議長**

谷福祉保健課長。

**谷吉希福祉保健課長**

お答えいたします。子ども手当の実績見込みに伴う減額ですけれども、当初、住民基本台帳で確認して、当該人数を算出しましたが、公務員、公立学校職員、そして消防、それ以外の国保、厚生年金者などと、それぞれ支給対象が違いました。それらの対象の見込みがその当時できておりませんでした。で、対象者全般を入れまして予算計上しなければならないということになっておりましたので、大きく減額するようなこととなりました。以上でございます。

**川端龍雄議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

はい、お答えします。41ページの森林環境創造事業の1,000万円でございますが、上の林道治山関係事業と関係ありまして、12月の補正によりまして、森林環境創造事業ということで500万円計上させていただいたんですけども、その事業名が林道治山関係事業ということでございましたので、今回500万円を減額ということで、12月の分の500万円と、今回3月に補正いたします森林環境創造事業の500万円をあわせて1,000万円となります。

事業につきましては、以前から要望もありました引本の北町の人家裏の町有林の伐採でございます。これにつきましては12月の補正500万円、今回3月の補正で500万円、新年度でも500万円計上させていただいております。ということで5年ほどかかるということで、継続的に実施をしていくということで、これにつきましてはの財源としては県の補助が80%でございます。以上でございます。

**川端龍雄議長**

玉津充君。

**8番 玉津充議員**

先ほどの子ども手当の支給事業の件なんですが、人数の把握がですね、ダブっておったり、ずれておったというふうなんですが、そのような問題点は今年度、23年度予算では対策されて、見直しもされておるといふふうに理解してよろしいですか。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

そのように理解していただいて結構でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出45ページの土木費から69ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

48ページの土木費の港湾管理費の港湾環境清掃業務委託事業、これ減額になっておりますけども、減額の理由を。

それから県からの委託金であるわけですが、柔軟に運用できるということでしたけども、どこまでの、その柔軟に運用できるのか、その2点についてお聞きいたします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。48ページの港湾費の港湾管理費の中ですね、港湾環境清掃事業業務委託事業 227万 1,000円の減額でございますけれども、これにつきましてはですね、三重県が管理する港湾施設、また港湾海岸の清掃等の業務をですね、三重県から町が委託されて行っている事業でございます。主に台風等の接近、または上陸等によりまして、港湾施設、港湾海岸等に打ち上げられました、そういう流木等のごみ処理が主なものでございまして、昨年におきましてはですね、台風等の上陸もなく、実績による事業費の精算という意味合いでございます。

まず長島港につきましてはですね、当初 270万円の予算を計上してございましたが、先ほど申し上げましたように、台風とか低気圧というものが少なくですね、42万 9,000円の実績ということでございますので、これらの分について減額したということでございます。

それと、この予算の中で議員が言われました柔軟に対応できないのかというような状況でございますけれども、今申し上げました流木のみならずですね、通常の清掃業務等も行ってあります。組合員の方とかですね、ボランティアの方が施設の清掃されて発生したごみ等についてもですね、この処理費をこの予算の中で柔軟に対応しているというような状況でございます。以上です。

#### 川端龍雄議長

奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

今のその処理の中身というよりも、その実績なんですけどね。先般、町のほうから各漁協へ委託されておるといふふうに判断をしておりますけども、十分ですね、この委託のその内容にですね、応えていくという、応えていく意気ですね。この委託金を十分活用してないといふようなことは、2年前から私もある面では、このシステムを知らないときから指摘をしておったわけなんです。それでさまざまこの各漁協、いわゆる漁協だと思われましても、委託されたところが、十分こうそれに答えることができない理由というのはですね、例えば、私のほうから申しますけども、一昨年じゃなしに、二昨年の例を申しますとですね、昨年、一昨年の例を申しますとですね、低気圧が来て流木がわんさか来ると、そして何日かして風が吹いて一箇所へ溜まるというふうな、小浦湾でもそうですし、引本港湾でもそうですが、漁港でもそうなんです。

そのときに、たまたまどういふ指令系統でそれを清掃しようといふふうになるのか、その指令系統が一つにはしっかりしてないのじゃないかということと、それから、それがですね、土曜日とか日曜日に来たときにですね、低気圧が来て流木になったときに、もう全く作動しないんですよ。この交付金を使ったその港湾清掃事業というのは。また、割とあるんですよ。土日に来るといふのが時折あるんですよ。一昨年の例にとれば、全く金曜日なんか低気圧が来て、土曜日とか日曜日にもう相当数のそのごみとか流木とかが、小浦湾や引本湾のあらゆるところにですね、停滞したという、そのとき私も随分もう歯ぎしりを噛んだ経緯があるわけですよ。その中から出てきたのが、その前の組合長横井さんに頼んでですね、話をし出てきたのが、結局ごみを取る専用の船をつくらないと、こういうことは基本的な解決がされないですよということで、話をしてその中から出てきたことなんですよ。それは予算化されなかったですけどね。

その、なかなか指令系統がはっきりしないということと、それからごみを取らなくては

ならないという、ごみがどんな、木屑がどんな影響を与えるのか、漁業者は何で困るんかというところが位置づけきちっと町の中にはされてないですよ。だからあっても知らん顔しているという、余程のことがない限り知らん顔していると。前のときでも結局はあげた。船津川の支流の引本の側面を流れる川のところへ流木をあげてくれた人もおるわけですよ。あげたけどもあげっ放しになっていて何か月、半年間経っておったわけですよ。それで僕は区と同級生に頼んでですね、区が持っている。

川端龍雄議長

奥村議員、議案に対する質疑のほうで。質問やなしに質疑のほうでお願いします。

9番 奥村武生議員

わかりました。そういう経緯があるもので、十分こう活用し切れないうま残っているというふうに考えているわけです。その辺についてはどうですかね。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。台風、低気圧等ですね、海面のごみの処理が不十分であるというご指摘でございますけれども、基本的にですね、海面に浮遊するごみは船舶等による作業でないと実施できないのが、現状でございます。そういうことからですね、各漁業組合さんとの委託契約を結んでおりまして、その中で我々が判断している。

それと、その発生後の状況ですね。それぞれ漁業組合に事前に相談をいたしまして、このごみでですね、船舶の航行に影響があるか、またその養殖イカダ等に被害が出るかというようなことも協議いたしまして、当然、緊急なものは協力していただいて対応しているというような状況でございます。ただ、量の多少によってはですね、先ほど議員が土曜日とか日曜日とか言われましたけれども、週明けでも結構ですというような返事もいただいておりますので、我々も先ほど議員がですね、放っておくというような表現をされましたけれども、決してそういうようなことはなくですね、それぞれの台風のあとに災害の調査も行いまして、関係者と協議を行ったうえで、対応しているという状況でございます。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

放っておくわけじゃないというふうに反論されましたけれども、事実上、放っておいたわけ

ですよ。で、何回も話した経緯がありますし、声を荒立てるわけじゃない、山本課長ともお願いした経緯もあるわけです。いわゆるなかなか作動しないんですよ。契約するのに。ところがその受けたところが、また責任者がおらんので何にもできやんじゃない、土日とかで。横井さんのときでもおらんわけですから、自分とこへ帰ってっていついてらっしゃらないわけです。だからそれを何らかの形で今後ね、この十分活用して、流木がいろんな観点で被害を与えているわけですから、ある面では海を綺麗にしていくという絶好のチャンスでもあるんですよ、これきちっとすることが。だから今後、きちっと考えて、活用して清掃をきちっとしていくということを、是非前向きに検討していただきたいということで締め括ります。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

平野倅規君。

**16番 平野倅規議員**

16番 平野。53ページの学校管理費の工事請負費と、学校建設費の工事請負費について質疑ちょっとさせていただきます。

まず、工事請負費なんですけども、1億 282万 2,000円の減額、学校建設には相賀小学校 2,104万 7,000円の減額と、あまりに減額幅は大きいように感じるものなんですけども、まず第1点として1億 2,822万円、これは耐震補強事業だと思うんですけども、なぜにこんなに大きな減額が生じたのか、どこに原因があったのか、その点について、まずお伺いしたいと思います。

**川端龍雄議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

ただいまのご質問でございますけれども、今年度耐震補強工事といたしまして、5校の耐震補強工事を実施いたしました。西小学校をはじめ、東、三浦、船津、引本小学校の工事でございます。それぞれ5校の補強ということで、当初4億 8,300万円の工事費を計上しておりましたけれども、精算ということで入札等行いまして、精算によりまして、精算見込みが3億 8,017万 8,000円ということになりましたので、今回1億 282万 2,000円減額をお願いするものでございます。以上です。

**16番 平野倅規議員**

それはわかるんですけどもさ。なぜにそうなったかというふうな、教育委員会の中の精査し

たやつの感想を私はお伺いするわけで、その中身、金額の云々やなしに、なぜにその金額は出たかということの原因は何であったかということをお聞きしておるんで、議長、質問とちょっと内容違うんで、再度答弁をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

すみません。当初予算ベースでは概算ということで、概算請求で予算を組まさせていただきました。それで実施に向けまして、実際、詳細設計をいたしましたところ、そこで例えば引本小学校にも少し差が出てきております。それと同時に、またそれから入札をかけておりますので、その入札差金というような形で出てまいりまして、その差額の分を5校の分を合計いたしますと1億282万2,000円の減になるという、そういうものでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

これは以前にも問題があったように設計と入札価格の差額、これは明らかに、もう私も質問する側としてもわかっておるんですけども、なぜこういうふうになったかと言いますと、町として設計を町内の建築の設計業者に委託して、した金額の盛った金額と、町の、また改めて設計した金額との差額がこういうふうな大きな金額が生まれたと、私は理解しておるわけなんですけれども、今後ね、こういうことのないように、しっかりした設計額で入札をさせて、業者に適切な金額で入札をして綺麗な仕事をしていただくと、立派な仕事をしていただくというふうに努めんことには、概算の設計金額よりも請負金額のほうが、こないに大差の金額が生まれる、1億円以上の金額が生まれるということは、これはこういうことは二度とあったらあかんような、私自身が思います。その点を今後改めていくべきではないか、そういうふうに思うんですが、町長、これは業者の今後の育成の意味において、雇用対策においてもこれ十分今後気をつけてやっていかなあかん問題であると思うのですが、町長はその点について、今後どのような対応されていったらいいのか、町長のこの考えあると思うんですけども、その点をお伺いしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

まず、小学校の施設の耐震補強工事につきましてはですね、耐震補強ということで、大変積算的にも難しい部分がございます。そういった部分で、まず概算要求をさせていただきましてですね、概算設計の中で予算要求をさせていただきまして、それから実施設計して入札、そういった差金が出てきた結果でございますが、地元業者等のことにつきましてはですね、建設業界ともいろいろとお話しをさせていただいておりますので、そういう配慮というか、その設計業務につきましては、できるだけ正確な部分を今後も出していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 川端龍雄議長

平野倅規君。

### 16番 平野倅規議員

町長の答弁のようにね、町長。今後いろいろな問題が、これにあったと思うんです。その中身は皆さんご存じと思うので言いませんが、その点を十分配慮して、思いしていただきたいと、それは要望しておきます。

もうこれではないんですけども、今後ね、いろいろな問題の入札問題があると思うんです。できる限り今回のようなこの補正のようなことのないように、地元の工事は地元の業者で、できるだけやってもらうように、これは町の財政にも響くことですから、町長。それは十分に要望しておきます。

次に、先ほど残しておきました工事請負の学校建設のほうですけども、これも 2,100万円ほどの差額が生じておりますが、この工事は相賀小学校の工事は 2,100万円も残すぐらいな大きなあれですか、設計の誤差があったわけなんですか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

## 川端龍雄議長

世古学校教育課長。

### 世古雅則学校教育課長

相賀小学校におきましては 2,104万 7,000円の減額をお願いしているわけなんですけども、この事業につきましては、21年度、22年度という2カ年事業でやってまいりました。それで今回、22年度事業分の精算ということで減額をしていただいておりますけども、22年度の当初予算では3億 6,640万円ということで予算計上しております。これ当初でみていただきました金額でございます。

それでその後、相賀小学校の竣工を迎えまして、それで迎えましたところが、3億 5,340万円というようなことで、補正後では3億 3,125万 7,000円あるというような形でございます。また、プールの更衣室等の改築事業も含まれておりました、当初には。その事業におきましても精算いたしまして、今回、2,104万 7,000円という大きな減額が生じたものでございます。お願いいたします。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

わかりました。この2点のやつを指摘したのは、町長、もうはっきり言うてこの設計金額と、何回も言いますように設計金額等を適正なる設計金額を計上して、業者に入札をさすということを重々忘れんように、今後進めていただきたい。そういうふうに要望しておきますけど、町長、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

設計等につきましてはですね、建築、土木ともに適正な設計金額を出していきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。50ページの住宅管理費なんですけど、昨年もいろいろと町営住宅の耐震補強事業の中でですね、ものを言ってきましたが、今回 262万 9,000円、これが減額されております。というのも精算見合いであろうかと思うんですが、町営住宅そのもののね、耐震補強はこれですべて終わりなのかどうかも含めて、このわけを教えていただきたいと思っております。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。50ページの住宅管理費の中で、木造住宅耐震補強事業 262万 9,000円

の減額の件でよろしいでしょうか。この事業につきましてはですね、町が管理する住宅の耐震補強事業ではなくですね、個人の持ち家に対する住宅の耐震に対する補助ということでございますので、22年度において4戸分を計上してございましたけれども、実績として1戸しかなかったということで、減額させていただいたものでございます。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私のほうで少し勘違いをしておりましたが、これは56年以前の木造住宅に対する耐震補強の部分なんですね。この町営住宅の管理事業が対象になっておりますが、町営住宅のほうでの耐震補強という点では、小山浦も大変ひどい状態であったということで、こちら辺についてはもう済んでいるということよろしいんですか、耐震補強関係。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

町営住宅の耐震補強の状況でございますけれども、今までですね、いろいろ指摘もいただいておりますけれども、現在のところ、町営住宅の耐震補強事業には取り組む必要はあるというような認識ではございますけれども、現状といたしましては対応されていないということでございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

(午前 10時 53分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11時 15分)

---

#### 日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第16

川端龍雄議長

次に、日程第16 議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第17

川端龍雄議長

次に、日程第17 議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第18

川端龍雄議長

次に、日程第18 議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

6番 入江でございます。これ全体でいいんでしょう。19ページですね、この支出のほ

うの工事請負費1億2,414万6,000円、古里・道瀬簡易水道総合整備事業、以下、下ずっとこの。もう1つは中里、上里地区ですね、この減額はどのような中での減額か、ちょっと説明を。

**川端龍雄議長**

奥川水道課長。

**奥川英水道課長**

すみません。19ページの工事請負費でございますが、古里・道瀬簡易水道統合整備事業の1億2,414万6,000円の減額ですが、これにつきましては、当初、平成19年度から22年度の4カ年計画で実施するよう計画しておりました。その後、JR東海及び国土交通省との詳細協議を重ね、時間を要したことから、平成24年まで2カ年を延長したく減額するものでございます。

また、此ヶ野地区配水管布設替工事でございます。1,050万円の増額でございますが、これにつきましては、地元調整に伴う町道舗装及び不断水バルブ等の増加によるものでございます。それから中里、上里地区の配水管布設替工事につきましては、平成21年、22年の2カ年計画で継続事業としてやっておりましたが、平成22年当初予算要求後に、平成21年度の事業延長が増加したことにより、平成22年度の事業量が減少したこと、及び請負差金による減額でございます。

それから、町道矢口里1号線(2号橋)改良工事に伴う配水管支障移転工事の110万8,000円の増額でございますが、これにつきましては橋りょう整備工事との調整のため、仮設工事、送水管、配水管の仮設工事を施工する必要があることによる増加でございます。

それから、簡易水道配水管布設替支障移転工事の200万円の増額でございますが、当初、高速道路等に急きょ支障があった場合ということで300万円の予算を計上しておりましたが、国道42号線上里地区交差点改良工事が、今年の4月ごろ工事を行うということがわかり、国土交通省と工程調整をやっておりまして、最終的に金額が決まったのが12月ごろでございます。今回200万円の増額をいたしたものでございます。以上でございます。

**6番 入江康仁議員**

もう一度、古里・道瀬の簡易水道の19年度から、もう一回ちょっと詳しく説明願います。

**奥川英水道課長**

はい、当初、簡易水道統合整備事業計画というのがですね、国の方針でおおむね4、5年程度の計画ということであります。で、当初、4年間の計画で実施しておりましたが、配水

管の布設替がですね、約6 kmほどございまして、国道からJR等の横断交差部分があります。そこら辺のところもですね、ちょっと当初の計画が甘かったということになろうかとも思いますが、詳細にJRから国土交通省と協議を重ねたところですね、かなりちょっと時間がかかってしまうということで、県を通し、国のほうに計画の延長をお願いしてですね、2カ年ほど延長したいということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この事業はですね、私、議員になってたときに、最後の年だったかな、この江ノ浦トンネルですね、あの古里こっちの手前の。紀伊長島町の時代からの、もうこの簡易水道の上水道配水管ですか、トンネルの中の。あれはこれには関係ないんですか。これを簡易水道総合整備事業というのは、これ一応もうこの簡易水源地は今、道瀬・古里、三浦というのは、これは廃止するようになっておるんでしょう。それで上水管を通すという事業じゃないんですか。これとは別なんですか、ちょっとそこを。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

簡易水道統合整備事業というのは、上水と簡易水道を統合してですね、簡易水道をなくすという事業でございます。で、この古里・道瀬簡易水道につきましては、今現在、道瀬地区、古里地区について、道瀬・古里簡易水道がございまして。それを上水道と統合するために管をつなぐ事業でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それだったら大丈夫。だからこれは貯水タンクですか、つくるときに、いろいろ質問したと思うんですね。前課長のときかな。そして紀伊長島町としては、その当時ですね、旧紀伊長島町としては江ノ浦トンネルに、もう上水道の配管を設置して、そして上水道の計画をも立てていたと、それで今回、新しくできた工事の関係で上水道がUターンするように、ずっと橋に沿って付け替えたということなんですよ。だから前の旧紀伊長島町の計画した江ノ浦トンネルにある、その常設をしている配水管はもう使わないということの理解でよろしい

んですか。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

この統合事業とはまた別の話になりますけども、今、江ノ浦トンネルのですね、既設の管につきましては町の単独事業でですね、今現在つないでおります。それにつきましては上水道内をですね、ループ式にするということで、昨年度、橋りょうがですね、出来上がりました、そちらのほうの橋りょうに添架させていただいて、その後、江ノ浦トンネルのですね、両サイドがつながってなかったものですから、それを昨年度つなごうとさせていただいて、上水道をループする形には今現在なっております。

川端龍雄議長

3回したけど、どうぞ。簡潔に。

6番 入江康仁議員

そんなら、これ次の当初の水道の中でも予算でもやらせていただくと、確認だけしておきます。前の奥山町長はそのときに前課長も、その配水管はもう使わないと、新たに公設したやつをですね、それで江ノ浦トンネルの手前に橋あるわな、旧道の。その横に配管してあるのもこれもう古くて使えないんだと、ということはループ式は必要ないと僕は言うておるはずなんですよ。あれは旧紀伊長島町としてはもう計画ですよ、三浦までの上水道の配水管をするために、あの江ノ浦トンネルを工事したときに常設しておるわけです。計画しておるわけなんですよ。それはあなたたちも知っておるはずですよ。それを質問させてもらったことの中でね、また今、使っているというから、あのときは使わないというような答弁しておるはずですよ。新たにこの橋に併用して付け替えるんだと、そしてその今のやっておる、そんなら橋についておる配水管なんかもう古くて使えないもんだからと、というような答弁するから、これだけ一応確認しておきます。調べてください。

それで、今度の新しい予算の中でやります。ありがとう。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

今、質問者と答弁の課長が、いずれも江ノ浦トンネルという表現していましたが、長島

隧道だと思うんですがね。いや質問者はともかく、ですねって確認しておるんやから、明らかに私は違うと思いますよ。これ議事録に残りますし、度々私申し上げておるはずや、トンネル名が間違っておるって、議長、きちんと教えてください。

川端龍雄議長

水道課長、再度ご答弁願います。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

申し訳ございません。トンネルのですね、名板には長島隧道となっております。

川端龍雄議長

ほかに、9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

先ほどの入江議員の質問の、その江ノ浦と言ったら駄目だな。長島トンネルの件で水道課長答えておったけど、あのときに結局、もう一度ちょっと認識をお聞きしたいんやけども、今、長島造船の横から中ノ島のほうへ入って、それで海野の寺の前までかつては行っておって、そしてそこから新設をしたわけなんですけども、そのときの論議で、真っ直ぐ国道に沿って細い管しか入ってないと、そしてその細い管はもう太くしないという、こちらのつくるものですから、その管を太くしないという答弁だったんです、当時。その認識でよろしいんですね。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

先ほどつなぎましたと言いましたけども、既存の管については替えてございません。太くいたしておりません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

将来も太くしないんですね。それ聞きたかったんです。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

現在ではそういう計画はございません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第19

川端龍雄議長

次に、日程第19 議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件については分割して質疑をしたいと思います。

最初に8ページの債務負担行為、10ページの地方債、それから40ページまでの歳入についての質疑を行い、次に歳出については、41ページの議会費から68ページの民生費までと、69ページの衛生費から97ページの土木費までと、98ページの消防費から131ページまでの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、8ページの債務負担行為、10ページの地方債から40ページまでの歳入についての質疑を行います。

質疑される方。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

最初に、ちょっと公式表記についてですね、地名というか施設名等について、考え方をお聞きしたいんですが、先ほども長島隧道、繰り返し言うてるのに、いまだにそういう間違っただけの言葉が使われる。この29ページの土木費委託金の中に江ノ浦橋管理委託金がございますね、480万円。で、95ページに歳出のほうにも当然委託金であれば出す必要があるんですが、歳入がカタカナなので、歳出がひらがなの「の」というような使い分けをおやりになってられるんですか。これはちょっと最初にお聞きしておきたいんですが。総括される方がお答えいただきたいんですがね。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまのご指摘ですが、これは統一すべきであると考えております。以後、訂正をして統一した表記にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

この予算書だけやなしに、ほかでも、この江ノ浦だけやなしにね、江ノ浦もう一つ表記があるんですよ。「之」という漢字のこれを使う江之浦と。本来これ湾の名前ですからね。地名じゃなしに湾、江之浦湾です。ほかにも井ノ島も二通り表記されておるんですよ。カタカナ「ノ」とひらがな「の」。それで今回はちょっと見当たりませんが、これまででも戸ノ須とか便ノ山もそうですね。私、便ノ山の地元の方にお聞きしたことあるんやけど、神楽の関係で。どっちが正しいんやと言ったら、どっちでもええんやと言っていましたけども、いずれにしても公式には統一すべきだと思います、どちらかに。

だからもともと地名というのは、大体カタカナで命名されておるわけです。これはね、ソフトをね、予算書おやりになり、何なりのパソコンのソフトがあるよ、それを改めんと繰り返すんです。こういうことを。根本的にチェックこれはすべきですね。これは財政課の問題やなしにね、役場機構全体の問題ですよ。どちらが正しいんですか。カタカナの「ノ」が正しいんか、ひらがなの「の」が正しいんか、江ノ浦だけの問題じゃないんですよ。ほかにも度々食い違っておるんです。町長なり副町長なり、責任ある方が全体のご答弁をいただきたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃったのを今も思い出しました。鷲下の問題もありましたね。「毛」と「下」と、そういったことも含めましてですね、今後、整理していきたいと思っておりますので、しかし、慣習の問題とかいろいろあると思っておりますので、整理する時間をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

**12番 松永征也議員**

2点ほどお聞きしたいんですが、8ページの債務負担行為ですね。上から2段目、新規ですね、海山リサイクルセンター焼却灰処理業務委託というのがあります。中身についてお聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、18ページの地方交付税なんですけども、昨日の説明で特別交付税が2億円から1億7,000万円に減額されたということなんですけど、その理由についてお聞きいたします。

**川端龍雄議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

債務負担行為の海山リサイクルセンター焼却灰処理業務委託でございます。これについては期間がですね、平成23年度から25年度お願いをしております、その限度額が682万5,000円でございます。これにつきましては、海山リサイクルセンターからですね、出る焼却灰の処理でございますが、海山リサイクルセンターは4割のRDFを焼却をして、施設の熱源等に利用しております。その焼却灰はですね、平成14年の12月から供用開始しております、三重県の環境保全事業団が運営する四日市にある廃棄物処理センターで処理をしまして、平成21年度のその累積損益はですね、10億258万7,000円ほどになりまして、今後も補修費等で大幅にですね、増大する見込みであるということから、平成23年度には事業の継続が困難な状況になってまいりまして、事業団としては新しい処理方法を探しておりました。

調査の結果ですね、民間の処理施設として全国で4施設がございまして、三重県はですね、伊賀市に三重中央開発株式会社がございます。ほかには大分県に太平洋セメント、福岡県に三池製錬、愛知県に中部リサイクル等がございました。処理の委託としてですね、紀北町、それから尾鷲市、熊野市、ほか四日市、多気町とですね、その三重中央開発にですね、灰の処理を委託をしたいと考えておりまして、今回、この債務負担をお願いするものでございます。処理単価につきましては、1トン当たり税込みで2万6,250円をお願いをしたいと考えております。以上です。

**川端龍雄議長**

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

お答えします。18ページの地方交付税の中で特別交付税が通常2億円計上しておるのが、1億7,000万円になっておる理由ということなんですが、これにつきましてはですね、地方財政計画によりまして、特別交付税の枠というのがですね、交付税全体枠のこれまで6%ということで設定されておりましたが、これが段々普通交付税のほうへ振り替わっていくといひますか、今年は23年度におきましては5%、予定では次の年になったら4%ということですね、普通交付税のほうへ振り替わるようになっております。

それで、当町といたしましても、その分として3,000万円を減額いたしまして、その3,000万円は普通交付税のほうでみているということでございます。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

債務負担行為についてはですね、翌年度以降の債務の負担になる、義務的な経費でありますのでね、慎重な取り扱いが必要となってまいります、債務負担行為をせずにですね、1年ごとの契約では駄目なんか。その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

それからですね、地方交付税なんですけども、昨日の町長の所信表明の中でですね、地方交付税は合併後の特例措置の算定替が平成27年度で終わって段階的に減額されていくと、約その額は5億円程度ですね、縮減になっていくという表明をされておりますが、私はね、これ以外にもね、減額される大きな要因があると思うんです。それは人口の減少なんです。昨年、国勢調査で5年間で1,337人減って、率ですと6.7%減っておると、今後においてもですね、この減少は続くだろうと、まだまだですね。現在は高速道路のね、工事従事者がおみえなんですけども、5年後にはですね、引き揚げられると思うんです。そうなると今よりもまだ減少率が高くなっていくんじゃないかと思うんですがね、交付税算定にあたってはですね、この人口割が大きな要因にもなっておると思うので、私はその交付税算定替の措置、約5億円と言われますけど、それに匹敵するぐらいの減収が、さらにあるんじゃないかという思いを持っておりますが、その点についてもどのようにお考えか、お聞きいたします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。今、おっしゃられましたように人口がですね、今回の国勢調査により

まして 1,337人減少しております。これが交付税のいろんな基礎になるということで、これに関しましては一応ですね、その分として影響額としては1億3,000万円ぐらいを見込んでおります。ただ、交付税の算定には人口の急減補正とか、そういったものもかかってきますので、ただそれは、ちょっといろいろどれぐらいになるかというのは非常に難しいところもありまして、今回の交付税のこの計上にあたってはですね、1億3,000万円ぐらいをですね、一応、減ということで、そこまでは行かないとは思いますが、一応そんなふう考えております。

ですんで、初めに言われました27年度で終了する算定替、28年度以降5年間で5億円ぐらい縮減されていくだろうということに加えて、確かにですね、おっしゃられますように、それ以上ということはないんですが、この1億3,000万円について、5年スパンで考えますんで、影響してくるのは確かです。ただ、その1億3,000万円まるまる影響になるかどうかというのは、ちょっとまだはっきりはしないところなんですが、議員さん言われました考え方としては、通常のその5億円以上に加えて、その人口に関するものというのも、加味していかなければいけないというのは確かでございます。以上でございます。

**川端龍雄議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

今回ですね、まだ3カ年の債務負担をお願いしたんですが、これについてはですね、安定した金額で処理を委託したいということ考えてございまして、3カ年の債務負担をお願いいたしました。よろしくお願ひします。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございせんか。

9番 奥村武生君。

**9番 奥村武生議員**

29ページの町有地貸付収入で500万円ですが、502万5,000円ですか、これの予算説明書の中を見ると、ちょっと詳しく長島区分が211万8,000円、紀伊長島区が243万9,000円となっているわけですが、さらに詳しいその内容、詳細を求めるものであります。それで詳細な内容証明につきましてはですね、何箇所、その町有地を貸してあるのか、何箇所ね。それぞれの坪数、平米数で結構です。それから当然のごとく、その貸し付けの平米当たりの金額は当然同じだと思うわけですが、そのとおりなのか。それで3年に1回の見直しに

なっているはずですけども、妥当な金額なのか。その点についてお尋ねいたします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。29ページの財産貸付収入、それで土地貸付収入の中で、いくつか分かれておりますが、町有地貸付収入、これが普通財産、いわゆる普通財産の貸付収入でございます。それで内訳としましてですね、大きく言いますと、海山区分、旧海山町でありました普通財産につきましての貸し付けの金額が 211万 8,000円、件数でいいますと26件であります。そして長島区のほうとしましては、243万 9,000円の貸付金で、貸先といたしますが、それが18件となっております。ただですね、この同じ、例えば中部電力さんですとか、NTTさんですとか、そういったところにいくつも土地を貸しておりますんで、件数というのはそれでも1件ということなんで、今の数字はそういうふうに理解していただきたいと思います。

それから平米数を言い忘れまして。平米数がですね、これは海山区のほうで2万 9,978.7㎡です。もう一度申し上げます。2万 9,978.7㎡であります。それから長島区のほうで8万 4,766.82㎡であります。土地につきましては林地もあればですね、宅地もあればということできまぎまごございます。その費用につきましては適正に計算して契約をさせていただいております。一つひとつのちょっと単価ですとか、金額というのは、金額は言おうと思えば言えるんですが、たくさんありますんで、それはちょっと省略をさせていただきたいなと思います。以上であります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

適正に計算しているというふうには、ちょっととても思われぬ部分があるんですけども、その重大なこれ平米数からいうとかなり広い、そしてかなりこう適正にすればですね、私は500万円やそこらではないと思われるんですけども、その適正というふうに判断材料というのは何ですか、これは。例えば国がですね、民地のような、例えば高速なんかで借りている場合に、あるいはその周辺の不動産評価額の何パーセントというふうに計算すると思われるわけですけども、その適正というふうに判断した、その計算方式というのは当然あるとは思わぬんですけども、どうなんですかね、それは。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

計算式なんです、これはですね、町有地ですと、評価額というのは設定はしておりませんが、近隣ですね、林地であろうと民地であろうと宅地であろうと、近隣の評価に対しまして1,000分の14掛けるその面積ということで計算をおります。その評価によってですね、全然違ってきますんで、ただ、トータルの面積だけでは、今おっしゃられるようなことにはならないと思いますんで、個々の、調べるのであれば個々の評価をですね、どうなのかというところにかかってくると思うんですが、係としては適正にやらしていただいているつもりであります。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

もう一度ちょっと最後ですけど、言われたのは近隣の隣接する土地の評価額の、その何パーセントということなんですね。それは例えば国とか県が借りている場合と、大体ほぼ同じというふうに想定してよろしいでしょうか。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

国とかが借りる場合ということですか。どこへお貸しする場合でもですね、決まっておりますので、貸し先で金額が変わるということではございません。以上です。

川端龍雄議長

よろしい。議事進行やなしに、もう一度。進行やったら私が答えなきゃならぬので。今の関連で新しいのはあきませんよ。今の関連ではっきりわからないことだったら。

9番 奥村武生議員

すみません。もう一度聞きたいんですけど、不動産評価額の近隣の土地から換算して何パーセント、もう一回すみません。何パーセントでしたかいね。

それと、それから町が国とか県に貸しておるのやなしに、県とか町が例えば高速なんかで民地を借りておると思うんです。借りておるはずなんですよ。その計算と比較して妥当なんかどうかということなんですよ。

川端龍雄議長

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

先ほど言いましたのは、1,000分の14と申し上げたんですが、国が借りる場合のということですね。申し訳ありません。それにつきまして年間で貸すのか短期で貸すのかとういこともございますと思うんですが、申し訳ありません。ちょっとそこのところはですね、ぴったしかどうかというのは承知しておりませんので、申し訳ありません。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

なければ次にいきます。

次は、歳出について、41ページの議会費から68ページの民生費までの質疑を許します。

5番 瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

まず41ページの、いわゆる私たちの年金の分ですね。これ財政課長にもちょっとお聞きしたんですけども、全部1億2,900万円の中に一般財源が入っておるわけですね。一般財源ですね。だから、この年、今期は3,100万円強ぐらいの年金があるわけですね。だから自分の掛ける年金と公費とあわせると6月以降は100分の105になるわけですね。ちなみにそれを計算すると20万7,000円ですわ。私たちの歳費は20万3,000円です。もう大変な金額ですね。これ政府がいわゆる合併等やとか、いろんな合理化等で行政に対して、いわゆる議員の年金が破綻すると言われて、全国で1兆何千億円だということで、これは公費でくるわけですか。3千百何十万円、6月以降ですね。このことが1点と。

それから、45ページの文書広報費、これ情報公開のことがあるんで、一般広報、広報事業1,304万1,000円、ZTVの放送が1,959万4,000円、これで約3,200万円強、これに人件費が加わると約4,600万円ぐらいになるわけですね。この事業が非常に効果があるものかどうか、もっと情報公開する方法はないのかどうかと、隣町の今日もおみえになってますけども、尾鷲市では議会中継はしてないそうでございます。議会中継は大事ですけどね。議会中継するにあたってですね、町民の方はですね、わかりませんわね。何を議論しておるのか。国会でもそうですよ。解説が付いてですね、このことを議論していますということ、ちゃんとタイトルに出す、コメントする人がいます。県会でもそうです。町が議論しておるのは

ね、この辺のところをもうちょっときめ細かく、町民にわかるようにするんであればですね、していただきたいと思います。この辺のところどう考えているか。その2点だけお願いいたします。

**川端龍雄議長**

議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

議会費のうちの共済費の関係でお答えさせていただきます。今回、先ほど議員が言われました公費プラス、それからまた掛金、個人の掛金をあわすと100分の105ですね。そのような負担金となります。今回、今まで16.5%という数字でもって公費を負担しておりましたが、来る6月1日の年金制度が廃止されることによりまして、現在、受給する資格のある者について一時金、または年金を選択させることとなります。その一時金で選択されたものに対する部分として、公費でもって負担をすることに、総務省の考えではなっております。その廃止されてから最初の任期満了に伴う議員に対して一時金、または年金選択ができることから、23年度については大きな88.5%という負担率になったということでございます。

この88.5%、いったら23年度におきまして3,823万2,000円が必要となってきますが、これの分につきましては、地方交付税の中の算定基準の中に入れて、地方交付税でもって町に返ってくるような措置になっております。

**川端龍雄議長**

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

今、局長が申しあげましたように、地方交付税の中の基準財政需要額の中に反映されてくるということで、一般財源と申しますのは、地方交付税で入ってきたものというのは、それは一般財源になるわけなんです。ですので、これはまだ入ってきておることではないんですが、地方交付税入ってきたものは一般財源化になりますんで、そこはちょっと承知していただきたいなと思います。今の段階では、まだこれからの話ですんであれなんです、そういうことですのでよろしく願います。

**川端龍雄議長**

川合企画課長。

**川合誠一企画課長**

2つ目のご質問でございました情報公開の問題でございます。先ほど議員さんおっしゃら

れましたように、一般広報広聴関係で 1,300万円、それからCATVの行政放送で 1,959万4,000円の予算を計上しております。で、町の情報を町民の方々にわかりやすくですね、お伝えするという方法で、これまで広報きほく、それから行政放送でですね、この議会中継も含めまして皆様方にお伝えしているところがございます。それからさらに、ホームページ等につきましても、町の内容をですね、お伝えしているという形でやっているのが実情でございます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

先ほど事務局長からお答えのあったように、その選択は自由であると、だけど12年以上議員を務めない年金はもらえないと、これ1期やると私の計算でいくとですね、6月からですから42カ月ですか、かかるわけでしょう。1期でね。そうするとその累積した数字がですね、おそらく1,000万円弱になるね。その1,000分の49ということになると、それはもう1期やっただけでですね、辞めて、400万円も500万円をもらえるんですか、これ。というふうな計算になると私は思うんですけども。

それと企画課長、やはりもうちょっとね、ZTVやるのであれば、きめの細かい、私言うたでしょう、国会中継、県中継、何を議論しておるかということね、コメントすることは私は大事じゃないかと思うんです。資料持っておった人でもわからないわけですから、全然わからない人はですね、見たってわかりませんよ、こんなもの。だから僕は情報公開、情報公開と言っておるわけですよ。

川端龍雄議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

6月廃止に伴い、年金の受給のことでございますけど、まず年金については先ほどもご質問がありましたように、12年以上の者については年金となります。通算12年以下の者については一時金の支払いとなります。一時金、年金につきましては今までの従来どおりの、12年以上の者につきましては、従来どおりの年金でもって年金をもらうように選択する方と、その務めた分、12年以上の分について掛金について一時金として請求する、2つのうち1つを選択することになります。そして12年以上の者が一時金を選択した場合については、支払いした分の80%が一時金ということに今決まっております。

そしてまた12年以下でございます。1年間ですか。1期4年間につきましては大体、今までの掛けた分に対してですね、80%が出ます。したがって、この88.5%というのは、あくまでも一時金として精算する場合の公費の負担でございます、議員の掛けた分につきましては、今までの掛けた分の掛金でもって計算されることになります。したがって、1期4年の場合でしたら、今現在、議員が2万円、それから公費で2万2,000円の負担、4万4,000円を月額公費ともに負担しております。すみません。3万2,000円と3万3,000円、6万5,000円ぐらいの負担となっております。それが4年間で大体28万円ぐらいの公費ともに掛金するというところでございます。4年でしたら、そのうちの280万円のうちの大体8割として計算されるということでございます。12年未満の者につきましては、以上です。

**川端龍雄議長**

川合企画課長。

**川合誠一企画課長**

ご指摘のようにですね、情報というのは常にですね、町民の方々にお一人おひとりにですね、わかりやすく伝えるというのは、これは原則だというふうに思っております。そのためですね、ホームページにいたしましても、それから行政放送にいたしましても、広報にいたしましても、一生懸命努力をしているわけでございますけれども、まだ確かにですね、皆様方にこう伝わるのがですね、それで十分なのかなというところが確かにあろうかと思っておりますので、今後ともですね、わかりやすい情報提供ということを目指して、また研究を続けてまいりたいというふうに思います。

**川端龍雄議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

今、局長の説明だと、いわゆる上がった1,000分の72ですか。100分の72、88.5だからね。100分の72というのは今、年金をもらっていただいている人のための年金の掛金、それから年金をこれから12年以上が取得する人のための財源としてチャージするということですか。

**川端龍雄議長**

議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

この高率になった88.5%につきましては、今現在、年金を受給している者については、引き続き年金制度でもって支給するということになっております。この88.5%高率に上げさせ

いただきましたのは、現職議員が辞めたときに選定できる年金、一時金の関係でもって、88.5という高率になっております。ということでございます。年金、現在の受給者につきましては継続して。

5番 瀧本攻議員

答えになっていない。100分の72上がったわけでしょう。その分は今もらっておる年金受給者のためと、それから12年以上務めた人の年金のためじゃないんですか。

中野直文議会事務局長

16.5%を88.5%に引き上げました。その上がった部分につきましては、現職議員が一時金を選択した場合ですね、12年以上とか、そういうふうな方に対する支給分として、公費として支払う分でございます。

5番 瀧本攻議員

現職の人のためだけにするん。

中野直文議会事務局長

年金につきましては、現在の年金制度で継続されているということでございます。現在、支給されている者につきましては、はい。

それらも含めまして、現在、現職議員が皆6月1日でなくなる。言うたら原資がなくなることから、そうです。年金の今、給付者に対する部分と、それから新たに選択する制度ができて選択する部分についての率でもって上がっております。はい。

---

川端龍雄議長

それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

1時から開会いたします。

(午後 0時 04分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

川端龍雄議長

41ページの議会費から68ページの民生費までの質疑を受けます。

質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

47ページの地方バス運行対策事業なんですが、この中にですね、町内公共交通空白地でのバスの試験運行委託料 430万 5,000円が計上されておるといことなんですが、試験運行はですね、2路線で行うということ聞いておりますが、全体計画はどのようなものなのか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。今回のですね、試験運行は議員さんおっしゃられましたように、モデル路線でもって試験運行を行う予定でございます。試験運行につきましては2路線という形でございます。ご質問の全体計画というものはですね、きちんとしたものはまだございません。モデル運行を、試験運行を行ったうえでですね、全体の計画をつくっていきたいというふうに思っております。ただ、今回の試験運行につきましては、住民アンケート調査に基づき、その一番希望が多かったですね、通院、それから買い物というところにテーマを絞りまして、試験運行をやる予定でございます。

それから、バスの空白地域というのは町内に点在してございます。そのバスの空白地域をですね、どのように高齢化社会を迎えるにあたってですね、どのように、特に高齢者の方の足の確保をしていくかというところでございます。本格運行全体計画につきましては、そういった地域も含めて計画をつくっていききたいというふうな考え方でおります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

この2地区、2路線以外にですね、例えば海山区では鯨とか河内とか、本当に切実にね、住民が望んでおる地区があるわけなんですけどね。そういうところも含めてね、この試験運行は結構なんですけども、全路線そういう必要なところと思われるところをですね、全路線をね、試験運行すべきじゃないかと、ということは対象はですね、高齢者の、申されましたように交通手段の確保でありますし、また、地域によってね、問題点が違ってくると思うんでね、2路線に限って行うということにはですね、住民の何というのか不公平感をね、出さないようにしなければいけない立場でもあるわけなんで、必要と思われるところ全路線をですね、試験運行するべきではないかと、私は思うんですがね。そのような考えはなかったんかどうかね、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

当然ですね、バスの運行につきましては、町全体をですね、どうしていくかという議論もございますし、そういう考え方も検討しております。ただ、バスの運行につきましてはですね、その地域、地域によって適正なバス交通の形態というのがございまして、紀北町はご存じのようにですね、42号線を尾鷲長島線が走ってございますし、それから赤羽地区の河合までの河合線というのがございます。それから島勝まで走っております島勝線、この3つの路線かございます。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、バスの空白地域が点在していると、そういう点在しているところをどう埋めていくかという、非常にですね、難しい問題もございまして、したがってですね、どういう形が紀北町のバス交通に一番適合した交通形態のあり方かというのをですね、研究していこうということで、とりあえず今回はですね、2路線を試験運行をして、その結果を踏まえながらですね、地域も拡大しながら本格運行に持っていきたいという考え方でございます。

今回の2路線を選定した基準でございますけれども、1つはですね、公共交通の全く通っていない地域ですね。ですから空白地域ということが1つと、それからもう1つはですね、先ほど言いました路線バスですね、路線バスと競合しない地域、この2つをですね、特に重点に置きまして2路線を選定して、この結果に基づきまして、いろんな検討を行いまして、本格運行に持っていきたいということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9 番 奥村武生君。

## 9 番 奥村武生議員

まず、43ページですね、一般職員給与にかかるその件ですが、東紀州のまちづくり公社ですか、これへ2名出向しているというふうにお聞きしていますけど、この役割というのは何を担っているのかということ。

それから、地方運行バス対策費の中ですね、1,400万円が長島から尾鷲間に充当されることになっているわけですが、これのおそらく赤字になるもので、その補てんだと考えるところですが、47ページの地方バス運行対策費の中の内訳は、その先日の予算説明書によるとですね、1,400万円が尾鷲長島線になっているわけですよ。これの拠出するその費用の内訳というのですか、どのように考えてみえるのかということ。

それから、先ほどの前者議員の中でもちょっと質問あったけども、ああいうバス試験運行についてですね、ほかの、いわゆる三重県内のほかの地域がどのようにやっているかということが、大変参考になる市町があるんですよ。そういうところを参考にした経緯があるのかどうか。

それから、水道関係訴訟費、49ページです。これについてはですね、弁護士費用を含めてですね、訴訟費は訴訟に換算するとですね、いわゆる被告になったときから換算すると、いくらの費用を注ぎ込んでいるかどうか、積算しているのかどうかという、積算があるはずですが、どうかということ。

それから、当時、あるいは現在の一致した中でも、一緒にその保護条例をつくったわけですが、私が再三再四指摘したわけですが、経過措置が設けられなかったけども、その当時からこの経過措置というのはですね、一つ間違えば故意過失につながるわけですよ。一つ間違えばね。この経過措置が設けてない保護条例について、検察庁等から、あるいは裁判所等から指摘されたことはないのか。

それから、最大の焦点となる枯渇の問題について、最大の焦点となる浜千鳥リサイクルがボーリング調査をやっているやに聞きまして、それに対して紀伊長島町においてもボーリング調査をしたというふう聞いておりますけども、私は地下水、地下水、いわゆる伏流水なんですけども、また違った観点を持っていることは今までの質問の中で言ったわけですが、この伏流水のボーリング調査についての町の考え、業者に対する町がやったものと、町のやったその伏流水の調査はどんなものであったかということ、この点についてと。

それから、最後にですね、同じところですけども、弁護士任せでは大変困ると、何でもかんでも弁護士任せということであるけども、早い機会にですね、説明してもらわないと、説明会を開いてもらわなくちゃ困ると思うわけですけども、その考えはないか、以上の点についてお聞きします。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

それではお答えいたします。バスの件でございますけれども、今回のですね、地方バス運行対策事業 2,605万円のうちですね、議員さんおっしゃられましたのが、1,400万円の内訳財源構成ということで、お話でございました。1,400万円の、これはですね、まず第3種生活路線の維持ということで、これは尾鷲長島線のことでございます。1日ですね、9便、9往復、国道42号線を通ってですね、紀伊長島駅から尾鷲まで通っているバスの負担分でございます。この1,400万円の負担のうち、2分の1の700万円が県の補助でですね、返ってまいります。

それから、これは赤字額に対する補助ということでございまして、赤字額のまず半分がですね、三重交通が負担をしております。そして残りの半額の1,400万円、1,400万円のうち2分の1の700万円が県からの補助、そして残った700万円、つまり4分の1になりますが、700万円が町が負担するという形になってございます。

それから、次に他の市町村のバスを参考にしたのかというお話でございました。これにつきましては、もちろんですね、このバスの運行にあたってはいろいろと各市町村等のバスの調査もやっております。例えばデマンドバス、今、全国でデマンドバスというものを走らせているところも増えてまいりました。そういったところの検討もしております。しかし、これはですね、その市町村によりまして適正なバス交通のあり方というのは地形ですとか、それから現在バスが走っているとか走っていないとか、市町村によって適正なバスというのは全く違います。紀北町にあったバスの形態というのはどういうものが一番適当なのかということを検討した結果ですね、まず試験運行、こういう形で試験運行をやろうということになったわけでございます。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

43ページの一般職員の給料でございます。一般職員の給料につきましては、1億3,939万2,000円を計上させていただいておりますが、全体で総務費の関係、総務、財政、危機管理、企画、出納、それから紀伊長島総合支所の総務室、あわせて36名の給料がここに含まれております。なお、企画課8名の職員のうちの2名が、東紀州観光まちづくり公社のほうに駐在をしております。駐在ですので、給料につきましては役場のほうから支出ということになってございます。

ご質問の東紀州観光まちづくり公社の役割でございますが、観光まちづくり公社ではですね、東紀州全般の観光を中心とした全体のまちづくりについて、各市町から2名ずつと県職員が一緒になって、いろいろなことを研究なり事業を実施しておるとというのが役割かというふうに思っております。以上でございます。

**川端龍雄議長**

奥川水道課長。

**奥川英水道課長**

訴訟費用がいくらかかっているかということでございますが、損害賠償請求事件につきましては、19年から20、21年につきまして、3カ年の合計が1,088万3,235円でございます。本年度はまだ決算いたしておりませんので、予算額としましては520万4,000円となっております。水源保護条例の経過措置について、地検等でご指摘がなかったということでございますが、指摘はございません。それから、ボーリング調査につきましては、赤羽簡易水道の井戸掘削についてボーリング調査は行っております。以上です。

**川端龍雄議長**

奥村武生君。

**9番 奥村武生議員**

行政改革で、その行政組織をなぶるということで産業振興を分割するわけですけども、その中の観光とか観光資源とかあるわけですけども、私は県庁へ出さなくてもですね、1人はそこへ置いて対応すべきだという、私の意見を持っているということをお伝えしたい。

それから、いろいろほかの町でもこれは、一体、2名ずつ派遣してですね、どれだけのものがあるのかという疑問を呈する町も相当あるやに聞いておることを付け加えておきます。

それから、質問でですね、赤羽簡易水道でのボーリング調査の結果というのは、結局、どういうボーリング調査の内容の結果というのは、どういうふうに出たのかということをお聞きしたいと思います。以上です。水道課だけでいいです。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

今、現在のボーリング調査の結果はちょっと手元にございませんで、今は回答はできませんが、赤羽簡易水道を掘削するときに何m掘れば安全に水が取れるかということで、ボーリング調査をした結果で、今の既設の水源があるものと思われます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

まずですね、45ページの法令・例規集管理事業 704万 1,000円ですね。これに対してと。その中で、節の13の委託料 1,322万 7,000円、これについての内訳。そして文書取扱事業の 1,587万円、どのような内容なのか。そしてその説明内容で作成等委託料 1,211万 3,000円というのがありますよね。そこはどのようなことなのか、ちょっと説明をしていただきたい。

そして先ほどの松永議員のところとちょっと重複すると思うんですけど、47ページの地方バス運行対策事業の中で、今回、町内の巡回バスに対する予算はこの中でどんだけのものが入っているのかと。そしてその巡回バスにあたっての試験運行ということで、私、前回の質問の中で、高齢者の方々が主になる、足となるね、その高齢者の足となるべきこの巡回バスですから、老人クラブの方々の意見をよく聞いてくださいと、当然、順序があって老人クラブの中での話をして、そして要望のある地域が出てくると思うのですね。その地域へ行って現場を見てどのような考えを持ってやったのか、そういうところの順序を踏まえたところの、その試験運行に至るまでの経緯ですね。行政としてのどのような経緯の中でやっているのかと、なぜ2路線に限ってしまったのかというところですね。

それと49ページの先ほどの奥村議員と同じような一般訴訟費 502万 4,000円、これにあたってはですね、本当に認めがたいこの訴訟費用なんですね。前回の12月議会でもあったように、瀧本議員ははっきりと言っておるわけですね。原因をつくったのはどこなのかと、原因をつくったのは紀北町であると、これはもう最高裁判所で、最高裁で戻されるときに判決で出ておるわけですね。それから戻されて敗訴になって確定したんだけど、もう一度町は上告をやったと、この上告をするに至ってのときもその裁判費用認めてる。そこでちょっと町長にお尋ねしておきます。上告するには、上告する条件というものもあります。それをお聞かせ

願いたいと思います。

そして、その産業訴訟のときに、前奥山町長も今の尾上町長も議会におられましたけど、今も町長になれば同じような答弁の繰り返しです。勝訴に向けて、勝訴に向けて頑張りますと、その勝訴に向けて頑張ります。最高裁の結果は上告棄却で確定してしまった。その判決は紀北町の公権力の執行が間違っていたということなんですよね。それに対してもう何千万円というその時点において使っていた訴訟費用に対して、これはもうはっきり言うて議員も責任あると思う、議決しておるのだから。町長以下議員が何一つ責任とろうとしなかった。それはなぜかって、町民の税金だから自分たちが腹痛まないからとという考えに基づくもんだと私は思います。今、財政苦しい苦しいと言っておきながらですよ、億に近い金を湯水のように使うてきたんですよ。ましてそれは紀北町のマイナスのお金なんですよ、これは。最小の予算で最大の効果を、費用対効果を表すような予算編成をせなあかん。それは立派な所信表明でも言ってる。しかし、裏返して言えば、大きな無駄使いを町民の皆さんが納得いかななかでの、皆ここで議決をしながら使ってる。だからこれに対しての、今度はここではっきり町長に答弁を求めたいのは、これが敗訴となったときには町長の責任的な取り方を明確に、ここで表していただきたい。それでなければこの予算は認められないですよ。だからどういうふうにはこれは町が間違い、こうだと、勝てるんだと、勝訴だけに向けての言葉じゃなくて、それこそ町民にですね、わかりやすいように説明するのが私は行政、先ほど瀧本議員も言われたけど、テレビもこれは結構です。それを使ってわかりやすく広報活動やりながらですね、町民は何億円使っても、何10億円使っても、ああそれだったらと納得いけるような説明をするのが、私は今の現町長だと思います。だから、この予算を我々議員としても認めにくい、本当に自分の責任を明確にして、そして議員たるものも、しっかりとここを考えて、自分のお金だと思って考えていただきたい。

川端龍雄議長

入江議員、質疑のほうにまとめてください。

6番 入江康仁議員

だからそのとこの答弁をきちんとしていただきたいと思うんです。1回目それでいいです。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

それではお答えをさせていただきます。まず、ご質問の45ページの一番下になろうかと思  
います。法令・例規集管理事業の 704万 1,000円でございます。中身でございますが、法令  
・例規集追録及び図書官報の購入で 170万円、例規集のデータ更新料で 364万 6,000円、整  
備のサポート業務が 100万 8,000円、あとそのほか官報、例規現行法規のシステムの使用料  
が68万 7,000円となっております。

続きまして、事業委託料でございます。1,322万 7,000円のうち、総務課が所管しており  
ますのは、その横にございます 100万 8,000円がまず1件でございます。100万 8,000円に  
つきましては、町の例規集のサポート業務の委託料でございます。内容につきましては議案  
作成のときの新旧対照表改正分等のサポート業務、それとそれをつくるための相談業務、そ  
れらを含めて 100万 8,000円でございます。

次のページめくっていただきますと、そのうちの保守点検委託料10万 6,000円がございま  
す。これにつきましては紙折機とかコピー機の方でございます。作成委託料の 1,211万 3,0  
00円につきましては、企画課のほうの部分だというふうに思っております。以上ございま  
す。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

ただいま総務課長が申し上げました。続きまして、これは46ページになりますが、委託料  
の中の作成等委託料 1,211万 3,000円がございまして、これにつきましてはケーブルテレビ、  
ふるさと紀北町の番組制作委託料が 1,160万 9,000円、それから町のホームページがござい  
ますが、そのホームページの修正委託料が50万 4,000円、あわせまして 1,211万 3,000円  
でございます。

それから、続きまして地方バスの件でございますけれども、地方バスの中で今回のですね、  
試験運行にかかる費用はいくら入っているのかという、ご質問だったと思います。今回の試  
験運行につきましては、試験運行の運行にかかる費用が 430万 5,000円、試験運行にかかる  
運行費用 430万 5,000円。

それから、あわせまして試験運行の新規路線を開設するための委託料、つまりバス停の標  
識ですとか、それから運行表ですとか、いろいろ初年度だけ要る費用がございまして、これが  
100万円、あわせまして 530万 5,000円ということでございます。

それから、次に老人クラブ等の聞き取りとかですね、相談は行ったのかというご質問だっ

たと思います。老人クラブにつきましてはですね、これは21年度にこのバスの調査を行いましたときに、老人クラブに出向きましてですね、これ13クラブで行ったわけですが、ヒアリング等と、それからアンケート調査等も実施いたしました。町内13クラブで行ったわけでございます。それによりますと、住民のアンケートと同じようにですね、やはり通院ですとか、それから買い物にバスがほしい、足がほしいという声が圧倒的に多かったところがございます。一般の住民のアンケートよりも、むしろ老人の方のアンケートは圧倒的にその2つの項目が多かったということがございます。

それから、この試験運行の2路線の試験運行をやろうとしたときに、その関係地区に出向きまして、いろいろ懇談会を行いました。で、その懇談会には地区の住民の方、それから老人クラブの役員さん、さらにクラブの役員さんに呼びかけていただきまして、老人の方もたくさん来ていただきました。それでそれをですね、例えば便ノ山線につきましては木津ですとか、それから便ノ山、それから小山浦、こういったところで懇談会とか、いろいろ聞き取り調査もやりました。

それから、長島地区につきましては海野、それから中ノ島、それから長島地区、こういったところで老人クラブとか、あるいは区の役員さんとかいうようなところでお話をさせていただいて、こういう形でやりたいがどうかということで、いろんな意見交換もさせていただきました。そういうことで、やはり圧倒的に高齢者の方がですね、バスを要望されておるものですから、その点はですね、老人クラブの方といろいろとお話をさせていただいて、ここに至っているというところがございます。以上でございます。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、入江議員のですね、予算質疑ということで520万4,000円につきましては、今のですね、損害賠償請求にかかわる弁護士等の費用でございます。それがまず第1点でございます。それとですね、勝訴に向けて頑張るというお話、もうこれは当たり前の話で、私どもはですね、被告の立場ですから、原告が今、訴えを変えて49億6,307万493円という数字を出してきております。これ戦っていかないとですね、当然、これを支払わなければいけないので戦わせていただくということです。皆さんが納得できないかどうかはですね、これを49億6,000某を払うほうが納得できないと、私は思っております。敗訴のときの態度ということはですね、勝訴に向けて今、頑張っているときにですね、敗訴になったときの話はしません。

それから、予算を認めにくいとは議員はですね、ある意味、原告の立場からお話している部分もあろうかと思いますが、これは予算を認めていただいて、この49億 6,000某を戦っていきたいということでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

はい、入江議員。

6番 入江康仁議員

原告の立場というのは、ちょっと取り消していただきたいですよ。ここは議場でしょう。それで私は原告でも何でもありませんよ。それは町長、今の発言を、議長、撤回させてくださいよ、それは。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原告という言葉が適切ではなければですね、原告の関係はあると思っております。

原告という言葉はですね、取り消させていただきます。ただ、私は入江議員の立場からそうおっしゃったという言葉に変更させていただきます。

川端龍雄議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

その原因は、どういう経過の中でどうなっているかという、原因はどちらにあったかということも明確に答えてかな、町民はわかりませんよ。今、訴えられておる、訴えられておるでは、議長、これはあんた全然質問の答えになってないですよ。原因はつくって最高裁判所であんたたちが悪かったんだと、公権力の執行が。国家賠償法は公権力の執行がその地方のね、町が間違ったことによって起こることなんですから。そこを認めていかなあかんよ。ちゃんとそれを答えさせてください。出ておるんだから、判決。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、予算審議ということで答弁をさせていただいておりますので、水道関係訴訟事業につきまして 520万 4,000円につきましては、今現在、争っている中での予算だと思っ

ております。また、前訴の結果につきましてはですね、最高裁での判決文でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、議事進行。質問はええけど、答弁不足の中でね、このような答弁ありませんよ。要は最高裁の判決と言うた。判決は確定したんでしょう。議員の皆さんも、皆ちょっとそこ認識してもらわなあかんよ。いやいやわからんかして、今の話、何にも言わんからさ。判決は判決なんでしょう。敗訴したんでしょう。そこをきちんと議長、答えさせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

最高裁はですね、皆さんにも判決文等をお渡ししております。そういう中で、町民の皆様にもですね、ホームページでも伝えております。そういう意味で、今ですね、戦っているのはですね、逸失利益についての部分ですので、その予算についてあげさせていただいております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長に今度整理して答えさせてください。それじゃ、この国家賠償法ということは、どこが原因で、何が原因で起こっておんですか、この損害賠償は。前訴の産廃訴訟で確定したから、この国家賠償法が出ておるんでしょう。この国家賠償法というのはですよ、公権力を執行する町長が間違っただけによって他人に損害を与えた場合は、この請求をできるんですよ。違うんですか。それと別じゃない、原因があって、そして前回の産廃訴訟で敗訴したときの責任もとってますか。勝訴に向けてと、議員さん、皆これ予算を認めたけど、議員そのものもそうですよ。ここに至っては。これは520万4,000円じゃなくてですよ。これが今までだって、もう水道課長、さっき1,080と言うたけど、1,500からになるのと違うの、損害賠償だけでも。それと差し戻しも入れたらもう2,000、3,000万円になるんじゃないですか。そこをちょっと明確に答えていただきたい。

町長のやはり答弁によってはですね、これ認められんですよ。訴えられておるんじゃない。訴えられる原因をつくったのは町と、それは町で、あんた認識間違ったらあかんよ。何が訴

えられておるの。訴えられた原因をつくったのは町なんですよ。あたかもそれが町民に悪い、お魚らんどみたいにですよ、指定者、管理者のあれを、指定管理者の署名を嘘ついてしたのと一緒じゃないですか。そういうとこを私は言っておるの。だから認めにくい予算だけど、あんたの答弁によっては認めざるを得ん。それはやはり責任範囲をきちんと行ってくださいと、あんたの責任を、きちんとなった場合は、我々もそれに対してきちんとこれを認めやなあかんと思いますよ。これは多分、これ何かの形で出たときは、議長、町長自体、議員にもリコール入りますよ、今度は。今までのわけにはいかへんど、これは。そして延ばすことによって、年5%の金利が付いてくるということは、もうこれは明確になっておるでしょう。

だから、これ始まってからの2年ないし3年でも、億の金が動きますよ。仮に勝訴になったらいいけど、それを皆さん議員の皆さんも十分認識してもらわなあかん。そこを的確に答えていただきたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

的確にというかですね、まず責任の問題につきましてはですね、国家賠償法に当たらないということで、まず1つの論点となっております。ですから、そういうことで国家賠償法に当たらないんだから、責任の所在というのはないよという、ないというような言葉、すみません。当たらないということを主張しております。

それとですね、もう1点、お金の問題ですけど、これはお金はかかるかもわかりません。しかし、49億6,000万某に比べれば、こうやって正当な議論をまず戦ったうえで、どういう判決が出るかわかりませんが、一生懸命町としては町の主張を述べるのが、私の立場だと思っております。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

先ほど訴訟費の決算額を言わせていただきましたが、先ほどは損害賠償請求事件の分で、19、20、21年度3カ年で1,088万3,235円ということでございます。で、前訴の産廃訴訟事件分は8年から19年までで5,235万5,193円です。

産廃訴訟事件のほうがですね、平成8年から19年の途中までですもんで、それで5,235万5,193円になってます、決算額。それから損害賠償請求事件につきましては、19年度の途中

からですもんで、19、20、21年3カ年分で1,088万3,235円となっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これはもうこの金額に対してはね、水道課長、ようもっとあれして、これ最高裁で戻されて、名古屋高裁でやって、また上告しましたね。それも入っておるね、これやったら。そんなんやったら途中まで、私これ結果出やんときに言ったときに6,500万円ぐらいあったやつから、全然減っているんでしょう、これ。これは議事録でちゃんと調べてわかると思いますよ、これ。あのときでも、もう1,000万円ぐらいの上告、つまり上告ですね。町長に答弁不足、さっきから言うておる、この上告するにあたっての条件があると言ったね。それまだ答弁もらってませんから。

それと企画課長、このバスの運行は私ら考えておったのはね、今のあなたの説明だと、今の路線がある、既定路線がある三交バスを利用してのあれでやっておるんじゃないですか、これ、路線。独自のこれ紀伊長島町がそのマイクロバスで回る路線なんですか。そこちょっと聞かせてほしい。あなたの言ったバス停とか何とかって、今のこの既定路線の中でやるのか、それとも大紀町がやっておるような形でやるのか。私らが提案しておったのは、ああいのような形でしたらね、雇用も増えるし、いろんな形の中で地域の人たちの予約を受けたり、いろいろな施策ができるわね、中で。しかし、バスの既定路線とか三交バスを利用するんだったら、なかなか陸運局からね、運輸省が絡んできたら、ものすごく難しいと思うんですけど、そののそこちょっと一回聞かせてください。

で、町長の答弁不足のところだけ。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

今回の計画しておりますバス路線でございますけれども、三重交通が走っております尾鷲長島線、それから島勝線でございますね。それからこれは自主運行バスで町が運営しているんですが、三重交通に委託をしております河合線というのがございます。で、今回はそれらの路線とまずは競合しないということが非常に重要なことでございますので、競合しない空白地域を、しかも空白地域を走るバスということを想定をいたしておりまして、それは河合線と同じように自主運行ということでございます。それは三重交通に委託するかどうかとい

うのは、まだこれからの問題でございますけれども、バス停は必ずいくつもつくらなければいけないので、そういう意味でのバス停でございます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度も言いますように、本日の質疑はですね、520万4,000円の今後の訴訟費の予算計上であります。したがって、本来なら過去のことについての答弁はどうかと思いますが、上告の条件というものはですね、今、一審の結果が出ていない中で、どうすればいいのかわかりませんが。

6番 入江康仁議員

一審の結果出ておるんやよ、もう。

尾上壽一町長

一審の結果出てないですよ、今回のでしょう。

6番 入江康仁議員

産廃訴訟のときのことを言うておるの。

尾上壽一町長

ですからですね、今の本来、質疑はですね、この520万4,000円の質疑をいただきたいのですが、産廃につきましてはですね、前町長がですね、弁護士、代理人と話ながら上告してもいいかどうか、そういう条件を十分に判断したうえで、上告していったものと考えております。そのために私もそうですが、今後の裁判においても法律の専門家ではございません。そのために代理人、弁護士がおると認識しております。

6番 入江康仁議員

上告の理由を述べてくださいということ、議長。条件をね。

川端龍雄議長

この質疑の内容から、かなりこの質問のほうも含めていきますのでさね、質疑のほうはこの辺で3回いきましたので、この辺で収めていただきたいと思います。えらいすみません。ほかに質疑される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きいたします。47ページの地方バスの運行の対策ですが、この件について23

年度、この年度では2行路で走らせるということで、ほかにも前者も言われましたけど空白地域がございますが、24年度に何とかそういう空白地域をカバーしていきたいということで、この問題はおいておきます。

ただ、今回の試験走行では長島、海山それぞれ2日ずつですね、1週間に割りますと、空いた日にちについてはどうするのかどうか。また、長島の試験走行のときもそうでしたが、あまり細かくは突っ込みたくないんですが、例えば本町や中ノ島、ここら辺についてもですね、本当にあのときも3.7人が少ないということで切ってしまいました。中ノ島についてもですね、栄町というようなことが新聞で私見ましたけれど、やっぱり下の駐車場まで入っていただかないと、高齢者の方は大変、上の道路までは難しいんですという話もありましたが、そういう声も聞いて配慮しているのかどうか、そういう点をひとつお聞きしたいと思います。それで人数的にも少ないから止めだということになるのかどうか、そういうバーがあるのかどうか、その点を聞いておきます。何人以上でなければ本格運行にはなりませんということなのかどうか、その点をお聞かせください。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

バスのお話でございますが、人数的なですね、配慮と言いますか、平成16年にですね、旧紀伊長島町がバスの運行をいたしました。で、そのときのバス運行等につきましてはですね、これ1日3便で運行すると、それで1日3往復ということでございますね。1日3便で往復する。そして町内をもっと今回の試験運行区間以上にですね、広げて運行をいたしました。で、これは午前と午後含めて、その中で3便という形を取りましたが、今回はですね、住民アンケート調査、それからいろんな聞き取り調査を含めましてですね、十分準備をしております。

そしてその中でですね、本当に通院、買い物に、本当に役に立つ運行時間はどのようなかということも十分考えまして、午前中に3便を走らせてですね、病院ですとか、買い物ですとか、やっぱり生活の最低限、それだけできるようなことを十分配慮した結果でございます。そして、この配慮した結果がですね、試験運行をとおして、それが本当に皆さんの役に立つかどうかというのを、十分検証してまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほど本町とか中ノ島とおっしゃいましたですけども、もちろん本町といいますか、あの辺の海岸のところいくつかバス停も設けておりますし、中ノ島にも設けてご

ざいます。そのバス停が多いとか少ないとかいう議論は、絶えずあるかと思いますが、それは別といたしまして、そういうところにもバス停を設けております。

#### 川端龍雄議長

中津畑正量君。

#### 14番 中津畑正量議員

私は細かいとこまで聞いておりません。ただ、人数の、乗車人員のハードルがないのか、あるのかという点で聞いたかったわけです。といいますのも、中ノ島についても、西長島の本町なんかにしても、結構場所によってね、高齢者の方が多いわけですから、随分時間がかかったり歩くのに困難で、2回も3回も休んでバス停まで行かんなんということの下駐車場まで下りていただけないかという話も、十分今まで入っていると思うのでですね、そこら辺で是非、その人数的なハードルがないんですと、これからも何とかそういう格好で乗っていただきたいんですと、だったら乗っていただきやすいようなバス停といいますか、多くつくれということじゃないです。そんなに坂の上まで上がっていかんなんようなバス停では、何ともなんよということが、当然、また蒸し返されるんですね、そこら辺は乗りやすい場所にバス停を構えていただくというのが、本来の姿だと私は思うんですが。私、何でこんな話するかというと、これはもう担当委員でもないんですから、そんな話ができせんので、そういう基本的なとこだけは、やっぱり乗車、利用していただくための施策として、乗りやすい場所にバス停を構えるというのが、基本になってこようかと思うんで、その点で聞いておきたい。人数的なハードルがないんだったら、ないということでお願いします。

#### 川端龍雄議長

川合企画課長。

#### 川合誠一企画課長

大変難しい問題だと思います。本当にそれぞれお宅のですね、家の近くまで行ければ、それに越したことはございませんけれども、やはりバス運行って、町内全域ということになりますと、いろんな問題もございます。それはよく議員さんもお存じだと思います。それで、先ほども申し上げましたが、旧紀伊長島町でやったときの人数が少なかったということがございます。しかし、それに対して今回はいろんな工夫も重ねてですね、使いやすい、少しでも使いやすい、乗りやすいバスをと考えております。

そして、人数の限度といったものがあるかというお話でございますが、町長ともこれはもう十分ですね、何度もお話をさせていただいて、協議をさせていただきます。これ今回のバスは

ですね、あくまでも持続可能なですね、地域のバスを目指しているものでございまして、必ずしも人数で割り切れるものではございません。本当にこれからですね、高齢化が進む中、できるだけ皆さんがですね、使いやすいバスを目指そうということでございますので、特にそういう人数といったことは、今の現時点では設けてございません。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

中津畑議員おっしゃるようですね、乗りやすい場所ということですね、今回ですね、配慮ということで先ほど中ノ島の中までですね、入らせていただいたり、木津路線に至りましては、行きはですね、あの坂を下りていただくということなんですけど、上りにつきましては沖見団地の上のほうにですね、予約があれば上がらせていただくと、荷物を持っていただいでですね、あの坂はきついのではないかと、そういうこともあって、そういう配慮はさせていただいております。

また、このバスはですね、おそらくこれから検証していく間に、いろいろな問題が出てくると思います。そういうものをですね、十分検証しながら次へとつなげていきたいと、そのように思います。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

17番 中本衛君。

**17番 中本衛議員**

私のほうからは2点お伺いします。46ページ、財産管理費の公用車管理事業について、今回の説明によりますとですね、公用車の購入費がみてあるようですが、その内訳を教えてください。

それからですね、そこに燃料費等も含まれてくると思うんですが、昨今、ガソリン代等の値上がり等も言われておりますが、そういうことも考慮して、どのような自動車を買っていきのくもお聞きしたいと思います。

それから2点目ですが、48ページ、銚子川流域魅力アップ推進事業、この具体的な内訳をお知らせ願いたいと思います。

**川端龍雄議長**

堀財政課長。

## 堀秀俊財政課長

公用車管理費のほうのですね、車の購入費でございます。これは普通車1台と、軽自動車1台をですね、買い替えるというものでございます。それでですね、それぞれに今のところの予算としましては、普通車のほうが177万円ほど計上しております。それで軽四のほうが100万円ぐらいを計上しております。そしてガソリン代、もちろんガソリン、低燃費のですね、今、買い替えしておりますのは、必ず低燃費になるように、そういった対象を指定しましてですね、購入をさせてもらっております。以上であります。

## 川端龍雄議長

川合企画課長。

## 川合誠一企画課長

銚子川流域魅力アップ推進事業についてのご質問でございますが、全体事業費が、471万6,000円でございます。これにつきましては銚子川の周辺の地域の魅力を生かす観点からですね、銚子川周辺のさらなる活性化と町民の福祉健康の増進等を目的にですね、銚子川流域を自然と健康ゾーンとして位置づけて、町民の方々とともにですね、豊かな地域資源の活用と保全、町民の方々の福祉健康の増進につながる、温浴施設等の整備も含めた検討を行うというものでございまして、この内訳でございますが、基本計画のですね、策定業務委託料が451万5,000円、それから旅費、それから事務用品等々、それから検討委員会をつくってやりたいというふうに考えておりますので、視察も1回やってまいりたいと思います。それでバスの借上料等も含めての金額でございます。以上でございます。

## 川端龍雄議長

中本衛君。

## 17番 中本衛議員

公用車の点について、低燃費の公用車を購入したいと、こういうふうなご答弁でございました。最近ハイブリットとか電気用の自動車とか、どんどん新しい機種が出てまいりますが、そこらのことは検討したのかどうか、この点と。

それからですね、2点目の銚子川流域魅力アップ推進事業、業務委託料、業務を委託したいというような今、ご答弁でございました。この業務を委託するということは、この温浴施設等も含めての基本計画を策定するための委託になるんですか、お伺いします。

## 川端龍雄議長

堀財政課長。

## 堀秀俊財政課長

車に関しましてはですね、町の中でハイブリットの車も1、2台導入をしております。ただ、ハイブリットでなくてもですね、最近の車につきましては非常に燃費のいい、CO<sub>2</sub>云々の話もございますが、燃費だけでいいとですね、ハイブリットでなくてもかなり燃費のいい車もございますので、そういったところを検討しながら、ハイブリットですと購入費のこともちょっといろいろ高くなってきますので、そういったことも考えあわせながら、入札をしていきたいなと思っております。以上です。

## 川端龍雄議長

川合企画課長。

## 川合誠一企画課長

業務委託ということでございます。基本計画のですね、策定業務委託ということでございます。これにつきましては、住民の、町民のいろんな形の代表の方々と、一緒にこの銚子川の開発について考えていきたいということが含まれてございます。そしてその中に、やはり専門的な情報とか知識とか持った方々のところにですね、委託もいたしまして、そういった方々とともにですね、基本計画等の検討を行っていきたいということでございます。

## 川端龍雄議長

中本衛君。

## 17番 中本衛議員

3度目になりますので、公用車のほうは今、答弁がございましたように極力切り詰めて、そういう中で環境的にも配慮しながら、そういうことも今後考えていただくと、そういうことに聞いておきます。

銚子川の流域魅力アップ事業の、今の、計画策定のそういう専門家も含めて意見を聞きながらまとめていくと、ただ、ここには委託料と、そういう計画策定をするのに委託するわけですね。451万5,000円等かけて、これは町担当行政でつくるのではなく、専門業者に委託するという事なんですか。

## 川端龍雄議長

川合企画課長。

## 川合誠一企画課長

これは業者に任せてできるものではございません。もちろん町と、それから町民の方々と中心になっていろいろ検討していくわけでございますけれども、こういった事業につきまし

ては、いろんな全国の情報ですとか、それからいわゆるランニングコストですとか、イニシャルコストですとか、いろんな専門的なものがですね、たくさん入ってまいります。そして基本計画をつくるには、本当にいろんな情報とかですね、専門的な知識等が必要になってまいります。ですから、そういった意味で業者に入っていたかかないと、できないというふうに考えております。

川端龍雄議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

私、ちょっとこう聞き及ぶことがちょっとにぶいかもわかりませんが、業者も入って行政と町民との間の中のそういうことを統合的に、この企画をつくるということですね。ただ、何かの企画書をつくるのには業者に委託するのではなく、私こう聞き取り間違いなんかどうか、ちょっとそこらはっきりせんのですが、ただ、これは今も検討委員会もつくり、視察も行き、そういうことの費用だということですね。

あと、それからですね、私時間最後ですので、これもう簡単にお伺いします。温浴施設といえはいくつかあろうと思うんです。温泉施設ね。銭湯みたいな。

川端龍雄議長

ちょっと4回目ですので、簡単にまとめてください。

17番 中本衛議員

そこらもどのように考えているのか、それもお伺いしたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどおっしゃったようにですね、委員会作りながらやっていきます。しかし、それを絵にしたりですね、そのランニングコストやイニシャルコストを、やっぱりこう数字的に表すには専門家にしなくてはいけないので、最終的には絵を描いていただいたり、そういう計画書はですね、専門家につくっていただかなければいけないということで、委託料ということでございます。その経緯につきましては、町民の皆様も含めてですね、いろいろと議論していきたいということでございます。

それと、温浴施設とかですね、いろいろな施設もでございます。そういった意味で、今現在のところですね、いろんな施設も見回りながらやっております。まだそこに結論は、皆さん

のご意見もお聞きしながら結論づけていきたいと、そのように思っておりますが、まず来年度そういうスタートをしたいということでございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、69ページの衛生費から97ページの土木費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

川端龍雄議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

86ページ、水産業振興費ですが、外国人漁業研修生受入対策事業、これですね、仄聞するところによると、町が何か一次受入機関じゃなくなったという、去年の夏ぐらいに。私は全然そういうこと承知、知らなかったですが、町が放棄したのか。あるいは何か国交省の何かの規制絡みというような話も聞きましたが、その点を確認したいのと。

外国人の漁業研修生、つまりカツオマグロですね、カツオの一本釣、あるいはシビ縄、マグロ延縄ですね、20トン以上で長島、海山両地区あわせて何隻ありますか。外湾の中で何隻ありますか。外湾漁協の。まず、その点をお聞きいたしたい。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えいたします。86ページの外国人漁業研修生受入対策事業の件なんですけども、22年の7月1日付けでですね、入管法の改正によりまして、受入機関が以前までは町が受け入れておったんですけども、その改正によりまして、研修後、技術実習ということも含めると、もう漁協という形で改正になったと、受入機関が漁協となったということでございます。

それと、2点目のカツオマグロ船の、すみません。ちょっと手元に資料がございません。申し訳ございません。

ちょっとお待ちください。失礼しました。長島区におきましては、20トン以上ですか。19トンですね、8隻です。長島のマグロ延縄漁船が長島区で8隻です。引本では2隻という。

両方ですか、失礼しました。カツオマグロで長島区におきましては15隻でございます。引本におきましては2隻でございます。以上でございます。

外湾全体で、ちょっと資料がございません。申し訳ございません。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

なぜ、こういうことお聞きするかというと、町長、カツオ一本釣り漁船はですね、6級以上中型ですね。今やこの三重県内で長島港所属だけです。それご存じでしょう、6隻ある。名前あげてもいいですが、船隻名はやめておきます。長島に6隻あるだけです。もうすでに浜島港もなくなったようですね。あるいはシビ縄に転換したり、そういう状態ですね。それなのに、カツオ一本釣りに関しては、中型については長島しかないんですよ。なぜ町が責任を放棄するんですか。このお金は何に使うんですか。160万9,000円、受け入れないのにどこへこのお金がいくのかというのが、まず1つ疑問があります。

それとですね、昨年2月に外湾漁協が発足して、尾上町長と議会を代表して私が式典に出させていただきました。そうですね、町長。その外湾合併の協議会に奥山町長も何度か出られたようですが、担当課は毎回出ていると思うんですが、協議会は。課長か係長か、どのランクか、奥山町長が出ておるケースもあります。2回ほどあったようです。私当時聞いてましたけど。こういった紀北町全体にとって極めて大事な産業、しかも今や唯一と言っているくらい元気な水産業ですね。4億円も水揚げするわけですよ、1隻。いいときは4億5,000万円ぐらいするのかな。ほかにも揚操で元気な船もありますけども、少なくともカツオマグロは元気なんです。元気な産業なんです。なぜこういうふうに責任外になっちゃうんですか。合併協議の中で、この部分はどう議事録の中で、議事録持つておるはず、担当が出席しておるのやから、どういうふうに約束なっておりますか。

それから、ここに、外湾に保証料を出しておりますが、これはスキームの中で、合併のスキームの中で、もうすでに先に決められたことですね。22年度か23年、これれが117万6,000円、今後も出していきますね。なぜもっと指導力を発揮しないんですか。現在、水揚げ歩金いくらになってますか、長島港と引本港、島勝港。それぞれ違うんかな、同額なんかな。ちょっとお聞かせください。その辺、合併の議事録の中でどうなってますか、合併後どうするという話になってますか、お聞かせください。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

まず、160万円の件なんですけども、これは受け入れ研修生に1人当たり10万円ということ  
ことで160万円計上しております。

18番 北村博司議員

どこに行くの。

中村高則産業振興課長

漁協です。それと協議会なんですけども、担当としてはちょっと出席しておりません。それと  
議事録ですね、ちょっと外湾のほうへ聞いたんですけども、ないということでした。  
確認したところ。それと次に歩金なんですけれども、手数料としましては長島が5.5、錦が  
8.0、九鬼が10%、奈屋浦が3.5と聞いております。

18番 北村博司議員

引本は。

中村高則産業振興課長

引本が6%でございます。島勝はちょっと確認できません。申し訳ありません。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

町長、私も町長は紀北町という団体を代表していただいております。あるいは町長部局も機関  
を代表しておられる。私は間に合わんながらに議会を代表して出席して、お祝いの気持ちで  
出ているんですよ。中身はわからないってどういうことですか。議事録がないって、そんな  
馬鹿なことないでしょう。出ますよ。担当者は出ますよ。合併協議会は町は主要な構成  
団体ですよ。だからメインの、主賓か何か知りませんが、来賓で出ているわけですよ。わか  
らないってどういうことですか。それで何にも中身はわからんまま保証料を5年間お払いに  
なるということですね。中身はわからんままお払いになるということですね。ちょっと説明  
してください。この保証料の5年間、金額もわかってますよ、毎年出す金額。

それで、議事録がないということですが、1人10万円出すという根拠はどこなんでしょう。  
私は出すなど言っておるんじゃないですよ。根拠があって当然出されるわけで、町が受け入  
れ団体をいつのまにか外湾に行っておるんですね。外湾の中でおそらくこの紀北町の2つの  
支所あります。大半占めておるはずですよ。全体の中で受け入れている研修生の数は、今、

この紀北町内で、もともとはね、近かつのやつと長島漁協はまた独自でしたから、旧海山とは違ってましたけども、現在、何人が滞在してて、1人10万円たら、これやと16人しかいないということになりますね。そういうことになるのかな。じゃないね、ちょっと待ってくださいよ。それで外湾漁協全体の中で何割を占めているのか。船は圧倒的に多いはずですよ、紀北町内は。もっと関心を深めて、もっと詳しく知って、指導すべきことは指導すべきでしょう。お金を出すばっかじゃなしに、私はいけないと言っておるんじゃないですよ。どうも人任せのように思いますが、町長いかがでしょう。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

合併の過程の中です。合併スキームとかそういったものがありまして、その中で各関係市町が認めてきて、そのいくつかの助成金、給油の施設とかですね、そういった借入の利息分を持つとかですね、いろいろとやってきました。今、手元には資料ないんで、いくらいくらということはあるんですが、各市町がそれぞれに応じてやってきたということでございます。また、外国人の受入事業につきましては、海山区が第11期生が4名分、紀伊長島区が第15期生分が12名分ということで、1人10万円ということで以前からの慣習に基づいてさせていただいております。

それとですね、北村議員おっしゃいますように、今、かつお・まぐろの会長ともお話させていただきました、私も。そういった意味でですね、問題や課題もあるように聞いておりますので、指導的立場である県ともですね、今後、協議を重ねながら、そういった問題解消、課題解消に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解願います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

玉津充君。

8番 玉津充議員

73ページの塵芥処理費なんですけど、前年度と比較してですね、6,200万円増えてまして、3億8,178万8,000円というふうに、非常に予算が大きくなってきております。で、この中身はですね、先日、補修費がいつも補正であがっておったのを、当初であげたために6,000万円余り増加したというふうに聞きましたんですけど、一番右のほうに載ってますリサイクルセンターの管理運営事業2億9,000万円ですね。このうちですね、燃料として灯油を随分使

っておると思うんですが、その量と費用、そしてこれを算出したときの単価ですね。そしていつを基準の単価にしておるのか、それをお伺いします。

それから、次のページの74ページの循環型社会形成推進地域計画、この中にですね、紀伊長島の旧焼却炉の取り壊しの事業が入っておるというふうに聞いたんですが、その具体的な計画を教えてください。

**川端龍雄議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

リサイクルセンターのですね、燃料費の積算でございます。燃料費は4,300万円を計上させていただきます。これについては海山リサイクルセンターが年間で18万ℓ、長島リサイクルセンターが40万ℓで、合計58万ℓの灯油を使用するということで積算をしています。単価についてはですね、74円で積算をしております。この74円の積算をした時期についてはですね、今ちょっと手元に資料がございませんので、申し訳ないですが、今、答えられません。

それからですね、地域計画の循環型社会形成推進地域計画策定事業の685万3,000円でございます。これについては紀伊長島区ですね、環境衛生センターですが、ごみの焼却施設でございますけども、この取り壊しとですね、跡地利用、それにかかる計画書について循環型社会形成推進交付金の制度を活用してですね、やりたいと考えておまして、それに必要な地域計画書の作成と、一般廃棄物の処理基本計画書ですね、ごみ処理基本計画の作成の業務を委託をしたいという予算でございます。

この焼却施設の改善につきましてはですね、当地域計画書を作成したあと、環境省と協議に入って、承認を得てから取り壊しになります。この長島区の環境センターはですね、ごみの焼却施設として昭和49年に建設をされました。リサイクルセンターが平成15年にできまして、それからですね、使用されておらず、老朽化しております。取り壊しにあたってはですね、その計画書を作成し、先ほど申しましたが、環境省の承認を得てですね、取り壊しとなります。以上でございます。

**川端龍雄議長**

玉津充君。

**8番 玉津充議員**

灯油をですね、随分たくさん使うということで、58万ℓですか、年間使うということでですね、このリッター74円のその単価を設定した時期が問題なんですけど、世界情勢で中東の

問題があって、どんどん原油が上昇傾向にあります。その面をですね、この予算の中でどれほど考慮しておるのかというのを1つ聞きたかったのと、それとやはり多分これもっとですね、上がることが予想されますので、その辺の対応ですね、経費少なくて済むようなことを考えていかないかんだらうというふうに思うわけです。その辺について考えておられるのかどうか、それがこの件についてです。

それと、先ほどの焼却炉の件なんですけど、この予算はそうすると、その計画を立てる費用が685万円であって、取り壊すための予算ではないというふうな確認でよろしいんでしょうか。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

燃料費の積算については、議員さん今言われたようにですね、中東の問題で灯油が上がってきております。そういった中でこの積算をしたのはですね、12月以前の積算でございます、これは大変に申し訳ないことでございます。この節約についてはですね、施設を立ち上げたときにですね、灯油をよく焚きますので、以前にも申し上げたあれですが、連続して月曜日から木曜日連続して運転すると、それから土日はメンテナンスをするというようなことで、なるべくならその機械の熱をですね、冷まさないようにやっていきたいと考えております。

それからですね、循環型の策定事業でございます。これについてはですね、その基本計画のごみ処理の基本計画と地域計画の作成です。それからですね、あと解体施行計画とか、跡地利用の計画、それで発注仕様書の作成とか、あとダイオキシンの採取をして、その分析等やりたいと考えてます。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

この処理費のですね、塵芥処理費を低減する、いわゆる業務としてですね、今、課長が言われたような改善をですね、していくことも大切だろうと思うんですけども、やはりごみを減らす、減らせばコストが下がるんであってですね、そのためにも一体自分たちが出しておるごみの処理に、どれだけ原価がかかっておるのか、いわゆる1軒の家でですね、どれぐらいのごみが出ておって、それを1kg減らせばですね、どれだけこの費用が下がるんだという

ふうな、それぞれのごみを出すほうに対してですね、そういう動機付けをもっとしたったほうが、もっとですね、その意識として働くんじゃないか。そしてまた、今後この処理費がですね、もっと県への委託費もどんどん上がっていく中でですね、是非そういう対策を進めるべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

**川端龍雄議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

議員さん言われるのは、私も同感でございます。ごみの減量についてはですね、昨年、22年度から予算をいただきまして、イベントに出向いてPRをしたりですね、あと子どもたちにキャラクターの募集をしたりですね、あと講習会をしたりやらさせていただきました。そういう中で、ごみの減量に向かってですね、職員一同一生懸命にやらさせていただきたいと思えます。ただ、すぐにですね、その結果が現れるかどうかは、まだ今のところわかりませんので、それはお許しいただきたいと思えます。

また、23年度におきましてもですね、22年度に引き続いて、もうごみの減量の予算はいただいておりますので、そこら辺また一生懸命に頑張らせてやらさせていただきたいと思えます。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

88ページ、一番上の中小企業指導育成事業 1,162万円、これは商工会にするということになっておりますけど、この内容。

それから、次ページの89ページのいわゆるオートキャンプ場ですね。2,558万3,000円、収入のほうで3,000万円入っております、そして750万円入っておるんで、3,750万円からこの金額を引いたものが、オートキャンプ場の収益として理解してよろしいかどうかということをお尋ねいたします。

**川端龍雄議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

はい、お答えいたします。中小企業指導育成事業 1,162万円につきましては、紀北町の商工会への助成金でございます。運営等についての町からの助成ということで、商工等の活性

に向けての助成ということで、例年助成をしております。今年度についても 1,162万円でございます。

次に、オートキャンプ場の 2,558万 3,000円でございます。これにつきましては指定管理料として 2,500万円、あと諸々の経費として58万 3,000円でございます、3,000万円が一応目標ということで、3,000万円を上回った場合ですね、その場合には、その上回った分に対して70%が指定管理のほうへ報償費として入るという形でございます。今回の予定は歳入の部の 3,000万円と一応予算計上しております。以上です。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

750万円その今、上回った分が入っておったような気がしたんですけども。

商工会のですね、いわゆる運営ということで 1,162万円、大体どこの町でもほとんど、海山町でも長島町でも大体 600万円前後補助出してますわね。だけども、商工会にはね、原資が1億円以上あるんですよ。原資が1億円以上あるところにですね、1,162万円もですね、僕は補助金を出す必要ないと思うんですよ。課長、知っているでしょう。商工会積立金で 5,000万円、1億円以上の原資があるんですよ。何で原資のあるところにですね、財産のあるところに、何で 1,162万円も援助せんなんのですか。もっともっとですね、ほかに援助せんなんことはたくさんあると思うんですよ。この辺の考え方が僕はずれていると思う。お答えください。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

あまり助成金が多いというような指摘でございますが、いろんな商工会におきましては、事業等やっていただきまして、町内の活性化というか、商工の活性化に向けて頑張っていたいておるということで、金額につきましては、多い少ないというのはあれなんですけども、一応、今のところこの金額を助成させていただいておる現状でございます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今のその、これは僕の所管やもんで申し訳ないけど、また委員会でさせていただくけども、

町長、どうですか。1億円以上の財産があるところにね、いわゆるこれ財団法人なのか、社団法人になるのか、公益事業になるのか、平成25年で決まるわけですよ。そのところへです、この補助金を出すというのはいかがなもんかと思う。もっともっと弱いところへ出すべきだと思うんです。日の当たってないところにね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、商工会ですね、大変、紀北町商工会頑張ってくださいしております。そういう中で、この助成金を出していただいておりますので、原資がですね、今1億円からあるというのを、私初めて知ったんでありますが、そういう元気のあるところへですね、より応援させていただきまして、そういう中で、より一層この紀北町をPRしていただいて、商工観光の部分でもですね、力を発揮していただきたいという思いでございます。何とか、お認めいただきたいと思います。

川端龍雄議長

どうぞ簡潔に。

5番 瀧本攻議員

やはり商工会がね、必要であればお出しすればいいと思うんですよ。それが地域の活性につながれば、それは金額は私は問わないと思うんです。財政が許せばですね。億単位でも、5,000万円単位でも。商工会の要望がないのに自動的に出すというのは、これは言うたら棚ぼたのいわゆる予算ですね、商工会にとっては。その辺を執行部のほうで、また再度考えていただきたいと思います。よろしく。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういう補助金につきましてはですね、多い少ないも含めてという今、瀧本議員おっしゃいました。そういう意味ではですね、商工会ともっと連携を取りながら、この補助金自体もですね、どういう取り扱いをすればいいのか、いろいろと相談していきたいと思います。そして、また町からの補助金につきましては、有効に活用していただきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

## 9 番 奥村武生議員

予算書の88ページですね、観光費のところですけども、国庫支出金が53,061、それから地方債が、その他、一般財源にあがっているわけですけども、この金額になっておりますけども、前の予算説明会の課別説明書の中の補助金、委託料とか、いろいろ補助金とか交付金とかありますけども、これがどれに当たるのかということ、今すぐでなくていいんですけども、わかるように今後説明していただくことは、無理なのかどうかということ。

それから、あとこの観光に関しては、観光資源の開発や保全是どれぐらいの金額が予定されているのでしょうか。いわゆる熊野古道中心にしてですね、先般の三重県教育委員会から来られた講議を、先般受けたところですけども、今や熊野古道は10万人から、やがてはその20万人になると、バスツアーから今度は個人の、あるいはグループ活動化への著しい移行が進んで、非常に喜ばしい状況になりつつあるということ、県教委でもそのように分析をしておりますけども、この熊野古道を中心とした周辺の観光開発ですね。例えば、前は便石への800万円ですか、かけて、ああいうふうな遊歩道つくりましたけども、ああいう形のその保全、観光開発費をどのぐらいあるのかどうか、あるいは入ってないのかどうかということをお聞きしたい。

それから、あとは96ページですね、県営公園事業負担金の1,000万円ですけども、これは公園費の中の県営公園事業負担金1,000万円ですね、これ10分の1、1割ですかね、県が行う事業の、これはカラスの行水のようにですね、これだけ出してあげれば、はいはいということであっては私はならないと思っているんですよ。そういう観点から申し上げれば、こちら側の要求をですね、要望とか要求というのをですね、この1,000万円を支出するにあたって、県のほうへ申しあげているのかどうか。あるいは申しあげているとしたら何を申しあげたのか。

それから、もう1つ、3点目についてはですね、同じく97ページの住宅管理費の中の修繕料、これはどこを見込んでいるのかどうかということについて、ちょっとお尋ねいたします。

## 川端龍雄議長

中村産業振興課長。

## 中村高則産業振興課長

88ページの補助金ですか、5,306万1,000円、課別の説明会をさせていただきましたとき

に、資料ございますか。産業振興課の関係で、よろしいでしょうか。102ページですね。歳入の部なんですけども、商工費補助金のところにふるさと雇用再生特別交付金というのがあります。5,093万円、それとその下ですね、魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金100万円、それともう1点ですね、委託金の中で近畿自然歩道の維持管理委託金が63万1,000円となっております。以上、合計でその金額でございます。

それと、観光関係の事業ということなんですけども、観光関係の施設の管理ということで、ツツラト峠、荷坂、馬瀬等のトイレの管理ですね。それと、また議員もご存じだと思いますけど、熊野古道、名古屋からのシャトルバスが運行されております。それに対する町の負担金を300万円程度支払っているという、今の現状でございます。以上です。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず96ページの県営公園事業の負担金1,000万円についてでございますけれども、この費用につきましては、今現在、22年度においても工事を実施しております、大白の多目的広場の事業の負担金でございます。大白の計画につきましては平成20年、21年とですね、基本設計、詳細設計等を県のほうで行っております。その段階でですね、今現在との計画とは少し異なったものがございまして、その都度ですね、建設事務所のほうから説明を受けまして、町長はじめ、我々担当でそのいろいろの内容も聞き取りいたしまして、当然、町長からもいろいろな意見を県のほうに申し述べまして、今の現在の計画になっているというような計画がございます。そういうことでですね、県の計画を丸のみしているというようなことではなくですね、負担金を当然出しておりますので、町側の意向も聞いていただいて、現在の計画になっているということでございます。

次に、97ページの住宅管理費のですね、修繕料420万円でございますけれども、これにつきましてはですね、今、紀北町で管理してございます町営住宅285戸の修繕にあたるものでございまして、特にですね、この修繕料については23年度においてどこを修繕するというようなことではなく、通常の一般的な修繕料として例年見込んでいるものでございます。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

観光資源をですね、やっぱり保全開発していくというところに、その予算を私は入れていかななくてはならないと思いますよ。

それから、前者議員ともちょっと重なる、もう指摘していましたが、補助金行政というのはですね、これはこれからは補助金行政というのは、本来どんどん縮小していくべき筋合いのものなんです。補助金行政が膨ら上がり過ぎておるんですよ、日本の場合。我が町にあってもやっぱりこれは同じだと思うんですよ。基幹産業、基幹的なものにその予算を充当して、あとはこれは商工会の例を見るまでもなく、そういうふうにしておるわけです。とにかく観光資源の保全という形で一遍、検討していただきたいと、これは回答要りません。

それから、大白公園についてはですね、例えば前回の質問で、某議員からの質問がありましたけども、前回の一般質問で申し上げましたがね、その陸上競技の関係でも、本来、今までは12月29日だったのがですね、26日、27日、28日ですか、垣内君なんかのその大変努力によって、1月にも当地が暖かいからということで来ているわけですよ。かといって、それに応える、その施設はというたら、それは膨大な金が必要で、簡単につくれるようなものじゃない。だとするならば、その人らの要望も、来る人の要望も聞いてですね、対応をすべき点については、できる限り対応していかなくちゃならないと思いますし、それで生涯学習課長にご努力願ったのはですね、彼らが望んでいるそのトラックを引いてほしいと、引かしてほしいということで、強い民宿への要望があったことを伝えて、実現したと思いますけども、絶えずその陸上競技に関してはトラックが必要なんです。レーンを引いた場所が必要なんです。練習にならないんです、それがないと。だからこの大白公園についても多目的の広場でですね、300mのトラックの円周を引くことは可能であるのでですね、これについては、是非言っていただきたいと、実現できないものかどうか、これだけはもう是非、言っていただきたいと思います。300mのトラックをつくった陸上競技場をつくるというと、相当の金額があって今の現状では無理だと思うんですよ。だったら既設、既存の施設、特に今からつくろうとしているわけですから、ここへやっぱり行ってもらうのが筋だと思うんですよ。

それから、木造住宅についてはですね、通常どこをと言っていないけども、白越団地で1階、2階のほとんどかどうかはわかりませんが、湿気がすごくてですね、カビがどんどん生える部屋がそれなりに各相当あるというふうな質疑を受けて、あるところでは、もう腹が立ってきて、ペンキを塗ったったということやも聞いておりますけども、そんなことは駄目だよというふうに言っておきましたけども、そういう快適を生活をしていくうえでですね、特

に問題があるというようなことは、あるやに聞いておりますのでですね、その辺の聞き取りなんかもやっぱりする必要はあるんじゃないかというふうに思うんです。それで、そういう修繕に関するのと、それから大白公園の要望等について、ご意見をお聞きしたい思います。

川端龍雄議長

ご要望ですか。

9番 奥村武生議員

お考えです。質疑、していただきたいと思うんですけど、する意思はございますか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、私のほうからですね、住宅の修繕について、今、議員が言われましたことについてお答えさせていただきます。今、確かに議員が言われましたように、矢口の白越団地でございますけれども、地形的な条件もある中でですね、道路側の一部については、今、議員が言われたような状況にあるのは事実でございます。そういうことですね、その都度、入居者の方からいろいろ苦情等、またご意見もいただいております中で、その都度、対応している状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、地形的な条件でですね、やはり鉄筋コンクリートの建物の中で、すべて100%対応できるというような状況ではございませんので、その都度ですね、対応させていただきたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私からは大白公園についてお話しします。大白公園につきましてはですね、私議員のときから、前の一般質問にも答えさせていただきましたですけど、思い入れがありまして、スポーツ公園ということで開発してほしいという経緯も、当初ありました。それがキッズファームという形の農園のような果樹園とか花壇の話にも、また一度戻ったこともございます。そういう中でですね、やっところまで取り付けたというのが現状でございます。そういう中で、私もサッカーや野球等からもいろいろな要望等も受けながらですね、話していただいて、今、課長が申し上げたように、県のほうへはですね、毎回のようになっておりますし、ある程度の案ができたから見せてください、ある程度の案ができたから見せてくださいということで、大

変、思い入れがありますので、議員おっしゃるようにですね、今、議員も多目的とおっしゃいました。特化した公園はですね、県としては難しいようなので、多目的として活用できる中で、そのトラックの問題もですね、提起していきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

多目的、300のトラックを引くということとね。多目的の活用は相反するものではなく、矛盾するものでもない、合致するものだと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

3時から開会いたします。

(午後 2時 46分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 00分)

---

川端龍雄議長

次に、98ページの消防費から 131ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

**18番 北村博司議員**

110ページ、これは何の項目かな。住民生活に光をそそぐ交付金、生涯学習 805万円のうち、400万円は図書室3館の図書購入に充てるということでしたけれども、これは課別説明のときに担当課長は、それぞれの審議会等の意見を聞いてというお話でした。3つの館のそれぞれの審議会の、当然設置されていると思いますんで、審議会か運営協議会か名称は違うと思いますが、それぞれのそういう審議会の名前と、最近、いつ開かれたか、お教えいただきたいと思います。

**川端龍雄議長**

村島生涯学習課長。

**村島成幸生涯学習課長**

はい、先般の説明の中で、図書を管理する司書及び審議会の委員さんの意見を聞くということで述べました。本町には3館あるわけですけども、図書の運営審議会とありますのは、紀伊長島区にあります多目的会館でございます。あと海山区にあります2館につきましては、設置しておりません。それから開催なんですけれども、多目的会館の運営審議会につきましては、平成19年から開催してないということでございます。

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

なぜ開かないんですか。というのは私は委員ですよ。図書選定委員。開催通知来たことないですよ、もう何年も。これは毎年一回委員会の意見を聞いて、図書を購入するというところに規則もなっておると思うんですがね、あれ規則かな。私は多目的会館図書室の設置以来ずっと委員です。なぜ開かないんですか。

そこですすね、いわゆる利用率とか、図書の分類別の蔵書数とか、あらゆるデータがそこで公表されるんですよ。開かないということはデータを公表しにくい、何か理由でもあるんでしょうかね。これだけ400万円という大金が、これまでないんですよ、実は。多目的会館図書室は私どもの民間の運動であればつくられたんです。それで図書の蔵書の購入費が寄付を集めたんですよ、私ら自身が。520万円ぐらい集めたかな、町の購入費ゼロだったんです

よ。それで基礎資料図書を整備してスタートとして、最初は 120万円ぐらいが何年か続いて、その後70万円に削られて、また少し増やしてもらってと繰り返してきて、その選定委員会の議論で、いろいろ教育委員会に働きかけてきたという経緯があるんですよ。不都合なんですか、開かないということは。これ教育委員会の責任者からお答えください。なぜ丸3年開いてない。なぜですか、理由は。お答えください。

**川端龍雄議長**

安部教育長。

**安部正美教育長**

大変、申し訳ありません。私自身もまだ十分こう認識しておりませんでしたので、開いてないことについては申し訳ありませんでした。来年度につきましては、そういうような審議会の意見を聞くと、聞いて蔵書を入れるかということを決めますので、開いて委員の皆さんのご意見をいただきたいと、そういうふうに思っております。申し訳ありません。

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

これはですね、基本的に選出の枠組みって決まっているんです。ご存じやと思いますよ。中学校の図書館担当の教員であるとか、重要な働きをしてきたのは長島高校の図書館司書、それとこうPTAの関係とか、何かあって、根拠はともかく、私と小倉肇さんが、そういう枠づけのない位置で、ずっと設立以来、東昇さんの町長のときからですから、何十年でしょうね。こんなことなかったですよ。3年も4年も開かないということは。何か意図的なものを感じますね。引き継がれてなかったんですか、それとも。

ちょっとこれはね、解せませんね。それで今度、かつてない400万円もの多額の予算が、知の地域づくりですか、大変立派な名目でね、町長が先ほど言われた話と裏腹じゃないですか。ベースのところで町民を代表する方々の意見を聞いて、購入する仕組みがあるのにしない。しかも海山のその、この図書室、あともう1館、児童図書室かな。選定委員がないということはどういうことですか。つまり図書館司書の思いでやっておるということになりますよ。それでよろしいんですか。それで何か偏っておるような話がありましたね。小説類に偏っていく文学、小説に。どこでもそうですわ。利用者の意見聞く、希望は大体小説、文学小説の類です。なかなか総則とか産業関係とか、そういうところへ、専門書の部類には、なかなか希望するのはいないです。町長、先ほど私がね、条例のときに盛んにその議論されて

た、ほかの議員さんが。早急にやっぱりあるところは開かないかんし、ないところは設置せないかんし、意見を聞くベースをしてないって、町長ご存じでしたか、こういう状態ということ。再答弁してください。こんな状態がいいのかどうかということ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

状況はですね、この事業を行うにあたりまして存じておりました。はい。そういうことですね、是非とも北村議員等のお力を借りてですね、実はですね、そういう事情で私こういう交付金が出たことによりまして、大変図書、私もともと人は本を読んで育つもんだと思っておりますので、本につきましては思い入れあります。私は読んでこなかったので実体験で思っております。

そういうことですね、これからですね、今まで開いてなかったのは本当に申し訳ないです。ただ、これからですね、こういったこともございますので、もう担当とはですね、しっかりと今ある多目的のほうの運営協議会ですか、選定委員の皆さんの意見を基にですね、海山区もつくるのか、その個別でつくるのか、全体としてつくるのか、そういうこともですね、今、話しておるところです。ただ、それは予算をお認めになっていただいたうえで、取り組んでいこうという話になっておりますので、そのときにはご協力をお願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これに対してでしょう、もう終わりでしょう、これで。

川端龍雄議長

いや、次まだ議案がある。

6番 入江康仁議員

次、議案はあるけども、一般会計予算に対してはこれで終わりでしょう。先ほど議長、町長との答弁のやり取りの中でね、やはり私どもはこの当初予算に対しては、この予算という審議ね、提案者は執行部やと、そして議会は何するんだというたら、皆議員としてはですね、この執行部から出されたものをチェックするんだと、チェックするのが議会、また議員の役目だと私は理解しておるんやけど、そのような中でですね、そのやはり質問のやり方どうかとしたときに、先ほど町長の中で、その目的がはっきりしておるもんやったら、中学校の校舎ですね。校舎やるよというときやったら、こちらの意見もいろんなことして、こうやったほうがいい、いろんなPTA方の考え方を伝えるのもいい、それに答えるのは町長が答えるわね。それは当然、そのような使用目的と結果出るような質問をしたら、答弁をいただいて議員は納得するわけです。チェックできるわけですね。

そやけど、先ほどみたいにその訴訟の問題になると、ああどうのこうのと訴訟だから、これだけ訴訟の目的もそんなら何も結果もわからんようなことを言うて、答弁するようなことは、ちょっと考えていただきたいと思います。これは一応、皆町民が不安になっておることですから。そして本当に聞きたいわけですよ。無駄金の億に近い金になってきておるから。

それと、先ほど水道課長答えたけど、課長、その予算は間違いないか。ここに書いておるのは18年までに、町長はこの時点で 5,161万 6,000円使うておると、18年でですよ。それから増えておらなあかんのや、まだ。最高裁の上告だ何だということもあるでしょう。そこはもうそういうような中でね、1つの例です、これ。それを当然、間違った、これは町長は議事録でこれきちんと載っておるから答えておるんですよ。20年の3月に議会で。やはりそのような数字はここで答弁する以上は間違いではすまんですよ、これ。そうでしょう。数字イコールお金なんですから、だからその答弁もやはりしっかりとやってもらわな、これ何審議しておるかわからん。議会の僕らの役目もどんなもんだかという、町民から見ても私たちに疑念を持つかもわからん。そういうことだけ言っておきます。

#### 川端龍雄議長

入江議員の議事進行、十二分に把握して、今後、議事を。

それでは、議案第17号についての質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第20 議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第21

川端龍雄議長

次に、日程第21 議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第22

川端龍雄議長

次に、日程第22 議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第23

川端龍雄議長

次に、日程第23 議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。  
質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

全体でいいんですね。27ページの支出のですね、総係費、報酬、水道水源保護条例審議会委員報酬26万円、旅費30万8,000円、これはどのような内訳であるのか、それで委員としてどのような方々が入っているのか、ちょっとお伺いします。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

報酬の26万円でございますが、委員が13名、1回5,000円で、4回分ということで26万円計上いたしております。

それから、旅費につきましてはですね、水源保護審議会委員13名の旅費で、四日市の方、それから津の方が2名と河芸の方が2名、それから伊勢の方が1名ということで、この方々、4回分の旅費ということで22万8,480円、それからあと、設計業務等の講習会ということで職員の給料、名古屋の2泊3日分7万8,920円を計上いたしております。

それから、審議会の委員のメンバーでございますが、三重大の先生が。

6番 入江康仁議員

メンバーは合併してからついてきたから、ちょっと言葉ではなくて、コピーをください。

奥川英水道課長

あとからでよろしいでしょうか。

6番 入江康仁議員

今からでもええけど、その間に質問やるけど、今のうちに取ってきてください。

川端龍雄議長

よろしいですか。続いて質疑よろしいですか。そのコピーを見てからのほうで。どうぞ。

6番 入江康仁議員

いいですか、見てからのあれやけども、じゃその間つなぎます。

それじゃね、この委員の選任はどのようにやったかということと。それといろいろな中で町からですね、いろいろなこの水道水源保護条例に関しては、町のほうからいろいろ裁判所に出ている中でですね、県の職員は審査能力も許可の段階です。審査能力も何もできない人たちがやっているからということを書いておるわけですね。その中で、チラッと聞いたのは、その水道水源保護条例の審議会に県の環境課の課長も入っていると聞いているんですけど、その無能な県の職員入れてるのはどうかなと思うんですよね。

それと、もう1点は、今言っている四日市の先ほど処理する産業廃棄物の処理するところですか、先ほど環境課長言った。そこの事業団、環境事業団ですね、三重県の。その中の、本当は、この審議会に入るべき者がずっと入っている。多分、大矢さんというのは、その三重県の環境事業団の役員だと思うんだけど、そういう方たちは絶対こういうところに入れることはないですよ。そういうところの選任、無能な県の職員、ここに副町長は県から来ておるで、無能かどうかはわからんけど。いやいやだからその説明は副町長、あんたも答えてください。

**川端龍雄議長**

ちょっと今の言葉は訂正してください。今の副町長に無能な言葉ということは、ちょっと取り消してください。

**6番 入江康仁議員**

無能かどうかって、そやで無能と言ってないよ。町が言うておるから無能かどうかわからんけど来ているということなん。

**川端龍雄議長**

取り消ししていただいたほうが、賢明やと思うんです。

**6番 入江康仁議員**

それは無能とは言ってないですよ。無能って、私も常識的な、無能と言っておるのは、議長、無能と言っておるのは町なんですよ。

**川端龍雄議長**

無能な県の職員と言ったこと対して、やはりね。

**6番 入江康仁議員**

町が言うておると言うの。言うておるんですよと言うの。私は言うてないですよ。町は言うておるの。その言うておった町が県から副町長連れてきたり、審議会に入れているから

おかしいよと、なぜその審査基準はどこに持っておるんだと、これは委任業務でやっているんだったら、町長の選任じゃないんですか。そこのところきちんと説明してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町はですね、無能という表現は使ってないと思いますよ、裁判所において。

それとですね、環境事業団につきましても、今もですね、現在、そのきちっと県の外郭団体になっている、そういう中でですね、きちっと財団法人、何法人というの。ということで、ですね、正規にこれは動いているものでございます。

6番 入江康仁議員

その前に言わんかな、はっきり。

尾上壽一町長

町としてはですね、県の職員が無能という表現は使ってないと思いますよ。

6番 入江康仁議員

そのあと、そのあと四日市の外郭団体ですか、三重県の事業団。

尾上壽一町長

三重県環境事業団ですか。が、正規に運営されている団体であると、私、お話をさせていただきました。そんなことは言ってないですよ、私は。あなたがおっしゃったんじゃないですか。

6番 入江康仁議員

議長、いいですか。

川端龍雄議長

いや3回目ですよ。

6番 入江康仁議員

いやいや3回目になるから立たんけど、今の答弁なってない。

川端龍雄議長

どうぞ、そしたらもう一度言ってください。

6番 入江康仁議員

四日市の環境事業団のような、はっきり言ってね、この審議会にはそういう三重県の四日市の環境事業団なんかの役員が、審議委員になるべき、なったらいかんのですよ。同じ業種

で業界にある人たちが、その中に入ったらあかんとおるんですよ。ね。そこのところを言っておるわけなんです。だから、どういふようなところで選任したのかと申すおるの。副町長でもいいですよ、答えさせてもうたら。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どういふ理由でですな、こいふ審議会委員に選んだらいけないうかといふことが、私、現時点ではわかりませんので、今、入江議員がですな、それはおかしいといふだけのことで、その点については調べさせていただきたいと思ひます。

川端龍雄議長

ちよつと先ほどの入江議員の質疑、途中で保留します。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

18ページのですな、バランスシートのですな、これ24年の3月31日といふことは、来年の分をこれ予測しておるわけですか、といふことが第1点と。23年度分は結局、これは24年3月31日でしょう。23年度水道事業予定貸借表が予定になってますな。これわかりました。

それとですな、普通の企業会計ですからな、やっぱりバランスシートといふたらな、バランスの表を出すのが当たり前ですわ。こんな資料つくっておるのはな、単式簿記でやっておる役場だけです。バランスシートはバランスとってちゃんと貸借するのが当たり前でしょう。水道課長、あなた方これやっておるでわかっておるけども、こんなことでやっておるな、企業会計こんなことやっておるところないですよ。それが第1点。

それから、口からハ、ニ、ホ、へ、これにかけての減価償却費、この率が定率か定額か、それによって有形の固定資産が、今41億7,712万7,048円になってますな。それで流動資産が合計が4億8,678万2,050円、結局、利益がいわゆる償却資産によって、お金がここに流動資産として4億某のお金があがっているといふことです。だから、資本の部としてはこれに該当する金額があがっているわけですな。4億6,600某がな。だから、私は正してほしいことが1点と、定率でやっておるものか、定額でやっておるものか、大体1年間にどれぐらゐの償却が要るものか、償却にいわゆる設備に対するですな、償却の一覧表を出さんとですな、どんだけのいわゆる固定資産が残っているかわかりません。

それにですな、4億6,000万円のお金があるわけですから、それにいわゆる借金がどれぐ

らいあるかと、これ水道会計も相当な額ですわな。こんな見にくいものをつくってですね、これおそらく見たらわからんでしょう、こんなもの。バランスシートというのは何遍も言うけどね、貸借対照表をつくらなあかんのさ。こんなもの書いてあるだけや、これ。憤りを感じる、正直言って。どこの世界に、こんなバランスシートないよ。だからバランスシートを改めてもらえるのかということと、償却を定率でやっているのか、定額でやっているのか、それと年数が何年かと、いわゆる建物、構築物、機械及び装置、車両関係はおそらく5年前後でしょう。工具及び備品、主にいわゆるロ、ハ、ニについてですね、何年の償却年数でやっているかどうかをお教えいただけますか。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

バランスシートのまず関係でございますが、一応、企業出納、公営企業会計ということで、一応、公営企業法に則って予算書等を作成いたしております。で、確かに見にくいかわかりませんが、一般の企業とまた違う、公営企業ということでかなりちょっと複雑な予算書にはなっております。我々としては公営企業法に則って作成していきたいと考えております。

それから、耐用年数のほうなんです、各項目ちょっと違いますので、今現在、ちょっとすぐにはわかりません。申し訳ございません。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

公営企業法という法律を私存じませんので、今、準備できるのであれば、私たち、私にください。公営企業法そのものが、本当のいわゆる。

川端龍雄議長

今、答弁者座りましたので、質問やったら立って質問してください。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

公営企業法という法律があるというふうにおっしゃったんですけども、どういう法律になっておるのか。おそらくそういう法律があればですね、おかしいと思うんです、こんなもの。やっぱり国民にわかる、町民にわかるような法律に変えなあかんわさ。法律が間違っておるんや、悪法も法なりという言葉がある。何とかテラスという人が言うておった。悪法も法な

りか。だからその公営企業法、やっぱり民間の考え方と行政の考え方に非常に乖離がある。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

公営企業法につきましては、あとからお渡しさせていただきます。

川端龍雄議長

よろしいですか、それで。

それなら入江議員、先ほどの質問続きどうぞ。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この中でですね、これ三重県のこの環境分析課の主任って、古川さんというのは、これは尾鷲の環境課の課長じゃないんですか。環境課の課長はどれに当てはまるの。それでですね、先ほど、大矢さんというのはこれ四日市ですね。課長、黙っておいたらわからんど、ちゃんと、ええか、それだけしておってくれよ。佐藤さんか、環境課長な。

この委員の中で、町長はどのような考えの中で委嘱したのか。それで先ほど町長は、そんなことは言っていないと言ったけど、あなたはいろんな訴訟のあれを見てないんですか、町長。あくまでも弁護士が書いたことはあなたが言ったことになるんですよ。これをきちんと私もそこまで言われたんやったら、あなたが書いたやつを持ってきますよ。議員の方々にも配っておるでわかっておると思いますよ、それ。

それで、もう1つですね、この水道水源保護条例に関しては、これ最高裁から水量の限定をうながすなど、事業者に不利益を与えたらあかんというのが出ておるんだけど、今回、ただ海山と長島の暫定が一本になったと、所信表明でもやったけど、今、瀧本さんが公営企業法というようなこと言ったけど、私はこれ行政手続法で必ず基準数値を表さなあかんよと、条例は。条例をつくった場合は。その基準をつくってないような条例はこれ駄目だよと、何で審査するんだと言うておるけど、この審議委員たちはどんなような答えを持っておるんですか。何を基準に審査するんですか。まして枯渇は問題になっておる、紀北町のですよ、条例に関して、全く今回も前と一緒に、町長のあっ、これは駄目だ、嫌いだから駄目だ、この人はもう下ろしたってくれと、そんな条例ですよ。

それと、先ほど奥村武生議員が言うたように、水道課長、前にも私は言うたけど、この条例を一本化するまでに検察庁での指導、いろんな指導なんか受けたと思うんだけど、どうい

うような意見が出たかという、奥山前町長は答えられなかったけど、そこもあれがあるんでしょう、復命書が。その内容一回ちょっと公表してくださいよ。そのところをきちんと答えさせてください。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

まず、検察庁のほうでございますが、21年1月からですね、5月に関して4回、検察庁のほうに、津の検察庁のほうにお邪魔させていただいております。それからあと電話等のご指導もいただいております。で、中身につきましては、刑罰刑のところのですね、字句、それから表現方法等をご指摘いただいて、それを修正させていただいて、提案させていただいたという形でございます。以上です。

6番 入江康仁議員

行政手続法、基準数値、審議会はどういうことで審査するのと。町長に対しては、どういう選任の仕方をやっているのかと。県に対しては、県のを言っていないと言うけど、これはしゃべっていると思うよ。訴状に書いてあるのだから。見ていないのか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道審議会委員には、学識経験を有する者や、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者ということで、担当がですね、選任して選んできまして、私が選任したということでございます。

6番 入江康仁議員

それから、県の職員に対しては言っていないでしょう。言っていないんやな。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

無能なという表現は使っていないと思いますがね。

6番 入江康仁議員

出てきたらどうするの、文書で。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、一言一句ですね、あの厚いもの覚えておりませんので、申し訳ございませんが、弁護士がですね、代理人がどういう表現で書いたかですね、今、この時点で言われましても答えることができません。これ事実です。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっといいですか。

川端龍雄議長

簡潔に。

6番 入江康仁議員

誠意のないさ、こんな答弁ありませんよ。要は所信表明の中で、最重要問題だということを表示しておるんですよ。今のこの態度と答弁のやり方はどうですか。ちょっと議長、あなた注意したってください、これ。わしも笑うておるうちはいいけど、こんな今の態度あらへんな、あんだ。違う。議員侮辱しとるよ、これ。アホみたいなこと言うておったらあかんわ。これ皆町民も見ておるんやからさ。所信表明は何のこと言っておるの、そんならこれ。

川端龍雄議長

町長、最後にひとつ答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

重要なことだとは思っておりますので、所信表明で述べさせていただきました。そういうことですね、答弁の仕方が丁寧さが足りないんだったらお詫びいたしますが、そういった部分につきまして、私は弁護人、代理人等もですね、議員の皆様の理解も得まして、水道水源保護条例もご可決いただいて、そのように誠実に努めておるところでございます。

川端龍雄議長

ここでひとつ。

ほかに、8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

20ページと22ページの関連なんですけど、水道は産業建設の委員会ですか。すみません。取り下げます。

川端龍雄議長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了しました。

少しちょっとそのままお待ちください。

資料を配付いたします。

( 資 料 の 配 付 )

川端龍雄議長

配付漏れはございませんか。

お諮りします。

ただいま議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

---

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

付託案件の審査については、3月7日、月曜日は総務財政常任委員会、3月9日、水曜日は教育民生常任委員会、3月10日、木曜日は産業建設常任委員会、3月11日、金曜日は庁舎建設等調査特別委員会の開催となります。いずれも9時30分からの開会となります。委員会

の運営に当たっては、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。また、1日で付託議案の審査が終わらないときには、予備日を利用させていただきたいと思います。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 41分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 6 月 8 日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 中本 衛